

2021年5月24日

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

株式会社ぐるなび

代表取締役社長 杉原章郎

吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

株式会社ぐるなび（以下「当社」といいます。）は、2021年4月23日、楽天グループ株式会社との間で、吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）を締結し、当社を吸収分割承継会社、楽天グループ株式会社を吸収分割会社とする吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことといたしました。本分割に関する事前開示事項（会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事項）は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

本分割契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

(1) 対価の額の相当性に関する事項

当社は、本分割に際して、楽天グループ株式会社に対し金13,000,000円を支払います。対価の算定にあたっては、公正性を確保するために、当社は株式会社クリフィックスFASに対して算定を依頼いたしました。その算定結果を踏まえて、当社及び楽天グループ株式会社の財務状況等を勘案し、両者にて協議交渉をした上で、上記の金額を分割対価とする旨の合意に至ったものであり、当社はその内容を相当と判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性

分割対価は当社の株式以外の財産であるため、当該事項はありません。

(3) 分割対価として吸収分割承継会社の金銭を選択した理由

本分割は、楽天グループ株式会社が行う「楽天デリバリー」事業及び「楽天リアルタイムテイクアウト」事業（以下「本事業」という。）を当社が買い受ける手段として行うものであることから、当社及び楽天グループ株式会社が協議の上、本分割の分割対価を金銭とすることといたしました。

(4) 吸収分割会社の少数株主の利益を害さないように留意した事項

前記(1)のとおり、当社は、対価の算定に当たり、その公正性・妥当性を確保するため、独立した財務アドバイザーに対して対価の算定に関する財務分析を依頼し、その結果を踏まえて両社で協議・交渉の上、吸収分割契約の内容及びその締結について決定しました。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社についての事項

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

楽天グループ株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません

6. 吸収分割承継会社についての事項（吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）

該当事項はありません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項

2021年3月31日現在の当社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は、次のとおりです。

資産の部 : 13,262百万円

負債の部 : 4,225円

本分割により当社が楽天グループ株式会社から承継する資産及び負債の帳簿価額は、2021年3月31日現在において、資産については13百万円、負債はありません。

本分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の額並びに当社が楽天グループ株式会社から承継する資産及び負債の額に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておりません。

当社は、個々の債務の弁済期におけるキャッシュ・フローの状況に鑑みると、各債務の弁済期における履行は問題なく、本件分割の効力発生日以降も承継会社の債務の履行の見込みがあると判断いたします。

8. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上

吸収分割契約書

楽天グループ株式会社（以下、「楽天」という。）と株式会社ぐるなび（以下、「ぐるなび」という。）は、第1条に定める事業に関して楽天が有する権利義務をぐるなびに承継させる吸収分割（以下、「本分割」という。）について、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

楽天は、本契約の定めに従い、第5条に定める効力発生日（以下、「本効力発生日」という。）をもって、吸収分割の方法により、楽天が運営する次の各号に定める事業（以下、総称して「本対象事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、すべてぐるなびに承継させ、ぐるなびはこれを承継する。

- (1) 飲食物出前・宅配サービス事業「楽天デリバリー」
- (2) 飲食店テイクアウト予約・注文サービス事業「楽天リアルタイムテイクアウト」（※ただし、「楽天リアルタイムテイクアウト」事業については、サービス機能を「楽天デリバリー」のシステムプラットフォームに統合のうえ、本効力発生日までに廃止する。）

第2条 （当事会社の商号および住所）

本分割を行う両当事者の商号および住所は、以下のとおりである。

(1) 楽天（吸収分割会社）

商号：楽天グループ株式会社

住所：東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス

(2) ぐるなび（吸収分割承継会社）

商号：株式会社ぐるなび

住所：東京都千代田区有楽町一丁目2番2号 東宝日比谷ビル

第3条 （承継する権利義務）

楽天は、2020年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した、本対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（詳細は、別紙1「承継権利義務明細表」に定める。）を、本効力発生日においてぐるなびに移転し、ぐるなびはこれを承継する。

第4条 （分割対価）

ぐるなびは、楽天に対し、ぐるなびが前条に基づき承継する権利義務の対価として金13,000,000 円を支払う。

第5条 （効力発生日）

本分割の効力発生日は、2021 年 7 月 1 日とする。ただし、本分割の手續上の必要性その他の事由により、必要に応じて両当事者間で協議のうえ、書面による合意によって、本効力発生日を変更することができるものとする。

第6条 （分割承認決議等）

楽天およびぐるなびは、各自、本効力発生日の前日までの間に、取締役会による本契約締結の承認決議、債権者保護手続きその他関連法令上本分割に必要となる手続きを適切に行う。なお、両当事者は、本分割が、楽天については会社法第 784 条第 2 項に定める要件に該当し、ぐるなびについては同法第 796 条第 2 項本文に定める要件に該当することから、原則として両当事者いずれにおいても株主総会決議による承認は必要ないことを相互に確認する。

第7条 （競業禁止義務を負わないことの確認）

楽天およびぐるなびは、楽天が、本分割にかかわらず、本対象事業およびこれに類似する事業について、一切の競業禁止義務を負わないことを確認する。

第8条 （会社財産の管理等）

楽天は、本契約締結後、本効力発生日まで、善良なる管理者としての注意をもって、本対象事業にかかる財産の管理および業務の執行を行うものとし、楽天が本対象事業の財産および権利義務に関する重大な決定を行う場合には、あらかじめぐるなびと協議を行う。

第9条 （分割条件の変更および分割契約の解除）

本契約締結後、本効力発生日までの期間において、天災地変、楽天またはぐるなびの著しい財政状態や経営成績の悪化等によって本分割の実行が困難となった場合には、両当事者協議し合意のうえ、本分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条 （専属的合意管轄）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 （本契約に規定外の事項）

本契約に定めるもののほか、必要な事項は、本契約の趣旨に従って、両当事者が誠実に協議し、決定する。

本契約の成立を証するため、契約書 2 通を作成し、両当事者記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

(本ページ以下余白)

2021 年 4 月 23 日

楽天： 東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号
楽天クリムゾンハウス
楽天グループ株式会社
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

ぐるなび： 東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号
東宝日比谷ビル
株式会社ぐるなび
代表取締役社長 杉原 章郎

(別紙 1)

承継権利義務明細表

1. 資産

本分割により、ぐるなびが楽天から承継する資産は、本効力発生日において本対象事業に属する以下の資産のうち、法令上承継可能なものとする。

(1) 契約獲得資産

(2) 加盟店舗に貸与している携帯電話端末（別紙 2「スマートフォン端末一覧」に記載のもの）

2. 債務

本分割によりぐるなびが楽天から承継する債務はないものとする（契約にかかる契約上の地位およびこれに付随する権利義務の承継については、本承継権利義務明細表第 4 項および第 5 項において別途定めるとおりとする）。

3. 知的財産

本分割による特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権およびノウハウ（以下、総称して「知的財産権」という）の取り扱いは、以下のとおりとする。

(1) 楽天が有する知的財産権

本効力発生日において本対象事業に属する知的財産権のうち、法令上承継可能なものは、ぐるなびが承継する。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

① 本対象事業のサービス提供に用いるシステムにかかる権利

(2) 利用許諾

前号において承継対象外とした権利のうち、本対象事業に必要な権利は、楽天がぐるなびに対してその利用を許諾する。許諾の条件は、別途両当事者合意のうえ締結するライセンス契約において定める。

4. 契約（雇用契約を除く）

本分割により、本効力発生日において本対象事業に属する一切の契約（ただし、雇用契約ならびに第 1 項および第 2 項によりぐるなびに承継されない資産または負債に関する契約を除く）にかかる契約上の地位およびこれに付随する権利義務（ただし、本効力発生日時点で発生済みの債権債務を除く。）をぐるなびは楽天から承継する。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

(1) Rakuten Europe Bank S.A.との Payment Gateway 利用に関する契約

(2) システム開発に関する下記取引先との労働者派遣基本契約

(ア) テクノプロエンジニアリング株式会社

(イ) パーソルテクノロジースタッフ株式会社

- (3) 楽天 Edy 株式会社との楽天キャッシュ利用に関する包括代理店契約
- (4) CS 業務に関する下記取引先との業務委託契約
 - (ア) 株式会社ベルシステム 24
 - (イ) 富士通コミュニケーションサービス株式会社
- (5) CS 業務に関する下記取引先との派遣社員契約
 - (ア) りらいあコミュニケーションズ株式会社
 - (イ) ランスタッド株式会社
- (6) 楽天トラベルサービス株式会社からの営業人員の出向に関する出向社員の取扱いに関する協定書及びこれに基づく出向に関する覚書

5. 雇用契約

本分割により、本効力発生日において本対象事業に主として従事する楽天の従業員との間の雇用契約にかかる契約上の地位およびこれに付随する権利義務は、承継の対象としない。ただし、本対象事業の運営に必要な従業員は、本効力発生日以後、楽天からぐるなびに出向する。出向の対象となる従業員および出向負担金その他の条件は、別途両当事者合意のうえ締結する出向契約において定める。

6. 許認可等

本分割によりぐるなびが楽天から承継する許認可等は、本効力発生日において本対象事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出、補助金等のうち法令上承継可能なものとする。

以上

(別紙 2)

スマートフォン端末一覧

機種	数量
Apple iPhone8	305
Oppo A5	260
Oppo AX7	446
HUAWEI P30 Lite	77
SHARP AQUOS sense2	128

別紙2 楽天グループ株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(次頁以降のとおり)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

売上収益	Non-GAAP営業損失	IFRS営業損失	当期損失 (親会社の所有者帰属)
1兆4,555億円 (前期比15.2%増) 	1,027億円 (前期比1,978億円減) 	938億円 (前期比1,666億円減) 	1,142億円 (前期比823億円減) 

国際会計基準の適用：当社グループでは、第17期から会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しています。

当社グループは、経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下、Non-GAAP指標）及びIFRSに基づく指標の双方によって、連結経営成績を開示しています。

Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益（以下、IFRS営業利益）から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。なお、非経常的な項目とは、将来見通し作成の観点から一定のルールに基づき除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことです。その他の調整項目とは、適用する会計基準等により差異が生じ易く企業間の比較可能性が低い、株式報酬費用や子会社取得時に認識した無形資産の償却費等を指します。

(注) Non-GAAP指標の開示に際しては、米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)が定める基準を参照していますが、同基準に完全に準拠しているものではありません。

■当期の経営成績 (Non-GAAPベース)

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きがみられています。日本経済においても、各種政策等の効果により、世界経済と同様の動きが続くことが期待されています。一方で、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響には引き続き注意が必要です。こうした中、厚生労働省は通販や電子決済の活用を含む、感染症拡大防止のための「新しい生活様式」の実践を求めている。人との接触機会を減らしながら、商品を購入、サービスを楽しむことができるインターネットサービスや、オンライン金融サービス等を提供するIT企業に期待される社会的役割は一層増していると当社は考えています。

このような環境下、当社グループは、国内外70以上の多様なサービスにより構成される楽天エコシステムを活用した事業経営により、新型コロナウイルス感染症の影響による事業リスクの分散を図るとともに、引き続き、メンバーシップ、データ及びブランドを結集したビジネスの展開、AI等を積極的に活用したサービスの開発・展開を進めました。

インターネットサービスにおいては、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』における送料無料ラインの統一施策の奏功や新型コロナウイルス感染症の流行に伴ういわゆる「巣ごもり消費」等の影響を受け、『楽天市場』の年間流通総額が初めて3兆円を超える等、国内EC取扱高が大幅に伸長しました。フィンテックにおいては、『楽天カード』のカードショッピング取扱高が2020年度通期で11兆円を超えたほか、各サービスにおける顧客基盤の拡大が続いています。また、モバイルにおいては、自社回線エリアの拡大や各種マーケティング施策が奏功し、2020年12月には、累計契約申し込み数が200万回線を突破しました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上収益は1,455,538百万円（前連結会計年度比15.2%増）となりましたが、モバイルにおける自社基地局設置等の先行投資が継続中のため、Non-GAAP営業損失は102,667百万円（前連結会計年度は95,129百万円のNon-GAAP営業利益）となりました。

■Non-GAAP営業利益からIFRS営業利益への調整

当連結会計年度において、Non-GAAP営業利益にて控除される無形資産の償却費は9,502百万円、株式報酬費用は10,612百万円となりました。また、OverDrive Holdings, Inc.の全株式を譲渡したことに伴い発生した売却益40,926百万円、映画事業に係る投資の損失3,277百万円、一部の米国事業の閉鎖に伴う固定資産の減損等を非経常的な項目として計上しました。なお、前連結会計年度は、米国地域における固定資産の減損損失等3,483百万円を非経常的な項目として計上しています。

■当期営業成績（IFRSベース）

当連結会計年度における売上収益は1,455,538百万円（前連結会計年度比15.2%増）、IFRS営業損失は93,849百万円（前連結会計年度は72,745百万円のIFRS営業利益）、当期損失（親会社の所有者帰属）は114,199百万円（前連結会計年度は31,888百万円の損失）となりました。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (第23期) (自 2019年 1 月 1 日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (第24期) (自 2020年 1 月 1 日 至 2020年12月31日)	増減額	増減率
売上収益	1,263,932	1,455,538	191,606	15.2%
Non-GAAP営業利益又は損失（△）	95,129	△102,667	△197,796	－
無形資産償却費	△8,764	△9,502	△738	－
株式報酬費用	△10,137	△10,612	△475	－
非経常的な項目（△は損失）	△3,483	28,932	32,415	－
IFRS営業利益又は損失（△）	72,745	△93,849	△166,594	－
当期損失（△）（親会社の所有者帰属）	△31,888	△114,199	△82,311	－

■セグメントの概況

各セグメントにおける業績は次のとおりです。IFRS上のマネジメントアプローチの観点から、セグメント損益をNon-GAAP営業損益ベースで表示しています。

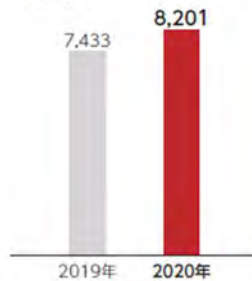
デジタルコンテンツサービスとモバイルサービスの連携を強化しシナジー効果を高めることを目的に、当連結会計年度より、一部の事業及び子会社をセグメント間で移管しています。主な変更として、従来インターネットサービスセグメントに含まれていたRakuten Kobo Inc.等デジタルコンテンツサイト等の運営を行う事業等をモバイルセグメントに移管しています。これらの変更に伴い、前連結会計年度のセグメント情報を修正再表示しています。



インターネットサービス

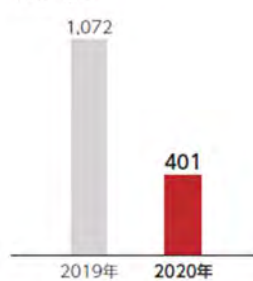
セグメント売上収益

(単位: 億円)



セグメント利益

(単位: 億円)



売上収益構成比

(調整額は除く)



主な事業

- 国内 E C (楽天市場、楽天トラベル等)
- 海外 E C (Rakuten Rewards (旧 Ebates), Rakuten France等)
- 投資 (Rakuten Capital)
- 広告 (Rakuten Advertising等)
- プロスポーツ (楽天イーグルス、ヴィッセル神戸等)

当連結会計年度のインターネットサービスセグメントは、主力サービスである国内 E C においては、流通総額及び売上収益の更なる成長を目指し、ロイヤルカスタマーの醸成や新規顧客の獲得のための販促活動、クロスユースの促進に加え、楽天エコシステムのオープン化戦略等に注力しました。また、包括的な物流サービスを提供する「ワンデリバリー」構想のもと、自社物流施設への楽天市場出店店舗商品の受入れ拡大やラストワンマイルにおける自社配送エリアの拡大等、自社物流網の整備・強化に努め、配送業者による物量制限、配送料金値上げによる影響の中長期的な緩和を図るとともに、送料無料ラインの統一施策の導入により、顧客と楽天サービス出店者双方の利便性向上に注力しています。インターネット・ショッピングモール『楽天市場』や医薬品・日用品等の通信販売等を行う『Rakuten 24』等においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出自粛をきっかけとした「巣ごもり消費」の拡大に伴うオンラインショッピング需要の高まりにより、取扱高に押し上げの効果がみられました。また、インターネット旅行予約サービスの『楽天トラベル』においては、外出自粛や緊急事態宣言の発令等を受け、予約低迷やキャンセルが相次ぎましたが、2020年7月より政府が実施した

「Go To トラベル事業」等の効果もあり、特に第3四半期連結会計期間以降において、売上収益の改善がみられたほか、コスト効率化等の施策により、利益の改善がみられました。一方で、政府は、2020年12月、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の予防を目的とした、同事業の一時停止を発表しており、これを受け、2020年12月以降の宿泊予約等に押し下げの影響がみられました。スポーツサービスにおいても、プロ野球公式戦、サッカーリーグ戦の入場者数制限を受け、売上収益が減少したものの、段階的な規制緩和が行われる中で、収益の改善がみられました。

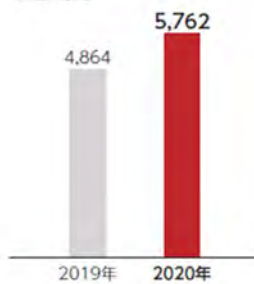
この結果、インターネットサービスセグメントにおける売上収益は820,115百万円（前連結会計年度比10.3%増）、セグメント利益は40,114百万円（前連結会計年度比62.6%減）となりました。



フィンテック

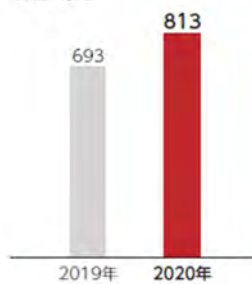
セグメント売上収益

(単位: 億円)



セグメント利益

(単位: 億円)



売上収益構成比

(調整額は除く)



主な事業

● 楽天カード ● 楽天銀行 ● 楽天証券 ● 楽天生命 ● 楽天損保 ● 楽天ペイ

当連結会計年度のフィンテックセグメントは、クレジットカード関連サービスにおいては、2020年6月に『楽天カード』会員数が2,000万人を突破して以降も会員基盤の拡大が続き、2020年11月には同会員数が2,100万人に到達しました。同サービスにおいては、宿泊・飲食サービス等の消費に依然厳しさがみられるものの、オンラインショッピングを中心に取扱高が伸長し、2020年度通期カードショッピング取扱高は11兆円を超える等、取扱高の伸長が売上収益及び利益の増加に貢献しました。また、銀行サービスにおいても、2020年6月に口座数が900万口座を突破して以降も、新規口座獲得数が堅調に伸長し、役務取引等収益等の増加が売上収益の増加に貢献しました。同様に、証券サービスにおいても、2020年12月に証券総合口座数が500万口座を突破する等、新規口座開設数の大幅な増加が続くと同時に、国内株式売買代金、FX売買高の伸長に伴う、手数料収入等の増加が、売上収益及び利益の増加に貢献しました。

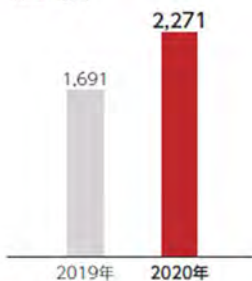
この結果、フィンテックセグメントにおける売上収益は576,195百万円（前連結会計年度比18.5%増）、セグメント利益は81,291百万円（前連結会計年度比17.3%増）となりました。



モバイル

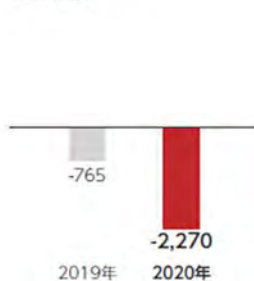
セグメント売上収益

(単位：億円)



セグメント利益

(単位：億円)



売上収益構成比

(調整額は除く)



主な事業

- 通信 (楽天モバイル等)
- メッセージングサービス (Rakuten Viber)
- 電子書籍サービス (楽天Kobo)

当連結会計年度のモバイルセグメントにおいては、2020年4月の本格的なモバイルサービスの開始後、9月には5Gのサービスを開始しました。2020年12月に累計契約申し込み数が200万回線を突破して以降も楽天エコシステム内外からの顧客獲得が進んでいます。同サービスにおいては、基地局の開設を加速化させ、自社回線によるサービス提供エリアの拡大を進めるとともに、ネットワークの品質向上等に努めています。電子書籍サービス、ビデオストリーミング等のデジタルコンテンツサービスにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響によるオンラインコンテンツサービス需要の拡大等を受け、引き続き顧客基盤の拡大が続いています。

この結果、モバイルセグメントにおける売上収益は227,142百万円（前連結会計年度比34.4%増）となりましたが、モバイルにおける自社基地局設置等の先行投資が継続中のため、セグメント損失は226,976百万円（前連結会計年度は76,524百万円の損失）となりました。

2. 財産及び損益の状況

区 分		第21期 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	第22期 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)	第23期 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)	第24期 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)
売上収益	(百万円)	944,474	1,101,480	1,263,932	1,455,538
営業利益又は損失 (△)	(百万円)	149,344	170,425	72,745	△93,849
Non-GAAP営業利益又は損失 (△)	(百万円)	167,010	161,130	95,129	△102,667
税引前当期利益又は損失 (△)	(百万円)	138,082	165,423	△44,558	△151,016
当期利益又は損失 (△)	(百万円)	110,488	141,889	△33,068	△115,838
当期包括利益	(百万円)	100,981	124,452	△42,818	△132,401
基本的 1 株当たり当期利益又は損失(△)	(円)	80.03	105.43	△23.55	△84.00
希薄化後 1 株当たり当期利益又は損失(△)	(円)	79.28	104.38	△23.55	△84.00
資産合計	(百万円)	6,184,299	7,345,002	9,165,697	12,524,438
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	683,181	774,473	735,672	608,738
1 株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	507.32	572.83	542.43	446.78
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	162,056	145,615	318,320	1,041,391
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△203,718	△67,569	△286,290	△303,347
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	194,458	208,418	458,340	808,108
ROE	(%)	16.2	19.5	△4.2	△17.0
1 株当たり配当金	(円)	4.5	4.5	4.5	4.5

(注) Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は総額で506,317百万円であり、主として楽天モバイル株式会社における設備投資の増加及び新規リース契約締結に伴う使用権資産の増加等によるものです。

4. 資金調達の状況

当社グループは、資金調達の手段として社債を発行しています。当社においては、2020年11月に円建て公募劣後特約付社債の発行により120,000百万円を、楽天カード株式会社においては、2020年12月に個人向け円建て無担保社債の発行により30,000百万円を調達しました。また、同年10月に当社が保有するLyft, Inc.の株式を活用した先渡売買契約につき、取引を実行した結果、714百万米ドルを調達しました。

5. 企業再編等の状況

特記すべき事項はありません。

6. 対処すべき課題

「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」企業グループとして、事業環境の変化に柔軟に対応し、持続可能な成長に向けた仕組みを構築することが、当社グループの対処すべき課題です。長期にわたる持続的な成長により、当社グループの企業価値・株主価値の最大化を図るとともに、社会全体に便益をもたらすグローバル イノベーション カンパニーであり続けることを目指します。

(1) 事業戦略

当社グループが保有するメンバーシップ、データ及びブランドを核とする「楽天エコシステム」において、国内外の会員が複数のサービスを回遊的・継続的に利用できる環境を整備することで、会員一人当たりの生涯価値（ライフタイムバリュー）の最大化、顧客獲得コストの最小化等の相乗効果の創出、グループ全体の価値最大化を目指します。

EC及び旅行予約をはじめとしたインターネットサービスにおいては、ロイヤルカスタマーの醸成や新規顧客の獲得、クロスユースの促進に加え、「楽天エコシステム」のオープン化戦略、自社物流網の整備・強化等に注力することで、流通総額及び売上収益の更なる成長を目指します。

クレジットカード関連サービス、銀行サービス、証券サービス、保険サービス、電子マネーサービス等を提供するフィンテックにおいては、事業間の相乗効果の創出、クロスユースの促進、AIや音声認識等のテクノロジーとの融合を通じた一層の成長を目指します。また、キャッシュレス決済においては、政府によるキャッシュレス化が促進されており、決済サービス導入箇所の拡大や、QRコード・バーコード決済、電子マネー、ポイントを含む総合的なキャッシュレス決済の推進に取り組むとともに、決済サービスプラットフォーム構想の実現に向け、これらの決済手段を統合したペイメントアプリの機能拡充に引き続き注力します。

当連結会計年度より、移動通信事業の本格的なサービス開始を行ったモバイルにおいては、2018年4月に総務省より認定を受けた第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画及び2019年4月に認定を受けた第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に則り、世界初(注)となるエンドツーエンドの完全仮想化クラウドネイティブモバイルネットワークの構築を行っています。今後は、全国における通信基地局の展開を進め、信頼性の高い通信サービスの提供を行うとともに、顧客基盤の拡大に取り組んでまいります。また、5Gにおいては、あらゆるモノがインターネットに繋がるIoTの進展に伴い、その基盤となる通信ネットワークの重要性が飛躍的に増大することが予想される中で、「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった5Gの特性を生かした社会課題の解決が期待されており、当社グループにおいては、5Gを2020年代の社会インフラとして、消費者の利便性の向上のみならず、様々な分野における活用や新ビジネスの創出を通して、社会的諸課題の解決、地方創生等にご貢献していくことを目指します。世界中の通信事業者や企業が、安全でオープンなモバイルネットワークを迅速かつ低コストで簡単に構築できるクラウドネイティブなプラットフォーム「Rakuten Communications Platform」については、政府機関、通信事業者や企業向けにグローバル展開

することを目指し、鋭意開発を進めます。電子書籍サービス、ビデオストリーミング等のデジタルコンテンツサービスにおいては、モバイルサービスとのシナジーを生かした事業運営により、引き続き顧客基盤及び業容の拡大を図っていきます。

こうした個々のビジネスの成長や事業間シナジーの最大限の追求に加え、当社グループが持つメンバーシップやデータ、『楽天ポイント』等の活用による革新的なマーケティング手法の確立、グループシナジーを生かした広告事業の活用、世界共通の会員IDやロイヤルティプログラムを提供するグローバルIDプラットフォームの構築、サービスブランド統合、「FCバルセロナ」、NBA「ゴールデンステート・ウォリアーズ」等とのパートナーシップを通じたブランド価値向上等により、今後も「楽天エコシステム」を国内のみならずグローバルでも拡大していきたいと考えています。このためにはグローバル経営を一層強化する必要があり、経営資源配分の最適化を図るための事業ポートフォリオの見直しをはじめ、技術開発のグローバルでの最適化等に向けた体制強化へも力を入れていきます。

(注) 大規模商用モバイルネットワークとして(2019年10月1日時点)/ステラアソシエ調べ

(2) 経営体制

当社グループは、イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントすることを経営の基本理念としています。ユーザー及び取引先企業へ満足度の高いサービスを提供するとともに、多くの人々の成長を後押しすることで、社会を変革し豊かにしていきます。その実践のために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題の一つと位置付け、様々な施策を講じています。

当社は、監査役会設置会社であり、経営の監査を行う監査役会は、社外監査役が過半数を占める構成となっています。また、当社は、経営の監督と業務執行の分離を図るため執行役員制を導入しており、取締役会は経営の意思決定及び監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担うこととしています。

当社の取締役会においては、独立性が高く多様な分野の専門家である社外取締役を中心として客観的な視点から業務執行の監督を行うとともに、経営に関する多角的な議論を自由闊達に行っています。更に、取締役会とは別にグループ経営戦略等に関する会議を開催し、短期的な課題や取締役会審議事項に捉われない中長期的視野に立った議論も行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めています。

加えて、業務執行における機動性の確保、アカウンタビリティ（説明責任）の明確化を実現するために社内カンパニー制を導入しています。

当社グループでは、今後もこうした取組を通じて、迅速な経営判断を可能にし、より実効性の高いガバナンス機能を有する経営体制を構築していきます。

7. 主要な事業内容

当社グループは、「インターネットサービス」、「フィンテック」及び「モバイル」の3つを報告セグメントとしています。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっています。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種ECサイト、オンライン・キャッシュバック・サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト等の運営や、これらのサイトにおける広告等の販売、プロスポーツの運営等を行う事業により構成されています。

「フィンテック」セグメントは、インターネットを介した銀行及び証券サービス、クレジットカード関連サービス、生命保険サービス、損害保険サービス及び電子マネーサービスの提供等を行う事業により構成されています。

「モバイル」セグメントは、通信及びメッセージングサービスの提供、並びにデジタルコンテンツサイト等の運営等を行う事業により構成されています。

8. 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
楽天カード株式会社	19,324百万円	100.00%	クレジットカード『楽天カード』の発行及び関連サービスの提供
楽天モバイル株式会社	100百万円	100.00%	音声通話、データ通信サービスの提供
楽天銀行株式会社	25,954百万円	100.00% (100.00%)	インターネット・バンキング・サービスの提供
Ebates Inc.	0.1米ドル	100.00% (100.00%)	オンライン・キャッシュバックサービスの提供
楽天証券株式会社	7,496百万円	100.00% (100.00%)	オンライン証券取引サービスの提供
楽天損害保険株式会社	5,153百万円	100.00% (100.00%)	損害保険事業の運営
楽天生命保険株式会社	7,500百万円	100.00% (100.00%)	生命保険事業の運営
Rakuten Kobo Inc.	901百万加ドル	100.00% (100.00%)	電子書籍サービスの提供
楽天コミュニケーションズ株式会社	110百万円	100.00% (100.00%)	IP電話サービス、クラウドサービス等の提供
楽天ペイメント株式会社	1,350百万円	100.00%	電子決済サービスの提供
RAKUTEN MARKETING LLC	1米ドル	100.00% (100.00%)	パフォーマンス・マーケティング・サービスの提供
Viber Media S.a.r.l.	20千米ドル	100.00%	モバイルメッセージング及びVoIPサービスの提供

(注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数です。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

3. 当社グループは、2020年6月に、その保有するOverDrive Holdings, Inc.の全株式をAragorn Parent Corporationへ譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しています。

4. 楽天モバイル株式会社（以下、楽天モバイル）が有する通信料債権の流動化による資金調達を行うにあたり、以下の措置を行っています。

楽天モバイルの株式は全て楽天株式会社（以下、当社）から楽天信託株式会社に信託されています。これは、楽天モバイルの通信料債権を流動化するにあたり、投資家の保護を企図した仕組みになります。本仕組みにおいて、当社の信用格付が一定以下になる等の要件に該当した場合には、議決権の行使に係る指図権は独立の第三者である一般社団法人アールエムトラストに移転し、楽天モバイルは信用力の低下した当社からの影響を回避することができます。なお、現在当社は議決権全てに対する指図権を含めた受益権を有していることから、議決権の所有割合に含めて記載しています。

9. 主要な営業所

(1) 当社

名称	所在地	名称	所在地
楽天クリムゾンハウス	東京都世田谷区	名古屋支社	愛知県名古屋市
札幌支社	北海道札幌市	大阪支社	大阪府大阪市
仙台支社	宮城県仙台市	広島支社	広島県広島市
さいたま支社	埼玉県さいたま市	福岡支社	福岡県福岡市

(2) 子会社

名称	所在地
楽天カード株式会社(注) 1	東京都港区
楽天モバイル株式会社	東京都世田谷区
楽天銀行株式会社(注) 2	東京都港区
Ebates Inc.	米国
楽天証券株式会社(注) 3	東京都港区
楽天損害保険株式会社(注) 4	東京都新宿区
楽天生命保険株式会社(注) 4	東京都新宿区
Rakuten Kobo Inc.	カナダ
楽天コミュニケーションズ株式会社	東京都世田谷区
楽天ペイメント株式会社	東京都港区
RAKUTEN MARKETING LLC	米国
Viber Media S.a.r.l.	ルクセンブルク

(注) 1. 2020年3月16日付で本店所在地を東京都港区に移転しています。

2. 2020年7月6日付で本店所在地を東京都港区に移転しています。

3. 2020年6月22日付で本店所在地を東京都港区に移転しています。

4. 2020年2月1日付で本店所在地を東京都新宿区に移転しています。

5. 当社グループは、2020年6月に、その保有するOverDrive Holdings, Inc.の全株式をAragorn Parent Corporationへ譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しています。

10. 従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
合計	23,841名	3,788名増

(注) 従業員数には使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトは含んでいません。

セグメントの名称	従業員数
インターネットサービス	9,478名
フィンテック	5,064名
モバイル	5,327名
全社（共通）	3,972名
合計	23,841名

(注) 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない開発部門及び管理部門の従業員数です。

11. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	265,645百万円
株式会社三井住友銀行	95,552百万円
三井住友信託銀行株式会社	92,798百万円

2 会社の株式に関する事項

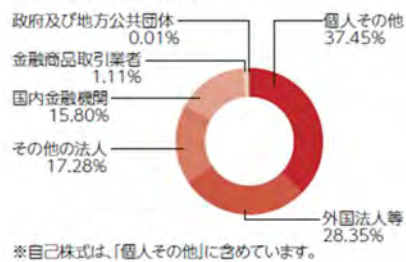
1. 発行済株式の総数

1,434,573,900株（自己株式数72,073,137株を含む）

2. 株主数

264,643名

所有者別株式分布状況



3. 株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
合同会社クリムゾングループ	226,419,000	16.62
三木谷 浩史	176,346,300	12.94
三木谷 晴子	132,625,000	9.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	81,798,200	6.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	47,458,300	3.48
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	28,918,451	2.12
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	20,548,500	1.51
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	19,101,400	1.40
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	16,001,000	1.17
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	14,808,700	1.09

（注）持株比率は、自己株式（72,073,137株）を控除して計算しています。

4. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権等の状況

(1) 当社役員の保有にかかる新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第17回新株予約権 (2013年2月20日決議)	1,458個	普通株式 145,800株	無償	0.01円	2016年3月30日 ～2022年3月28日
第22回新株予約権 (2014年2月20日決議)	1,459個	普通株式 145,900株	無償	0.01円	2017年3月29日 ～2023年3月27日
第36回新株予約権 (2015年2月20日決議)	3,643個	普通株式 364,300株	無償	0.01円	2018年3月29日 ～2024年3月27日
第45回新株予約権 (2016年1月23日決議)	9個	普通株式 900株	無償	0.01円	2019年3月28日 ～2025年3月26日
第46回新株予約権 (2016年2月18日決議)	3,965個	普通株式 396,500株	無償	0.01円	2017年3月1日 ～2026年2月27日
第48回新株予約権 (2016年2月18日決議)	15個	普通株式 1,500株	無償	0.01円	2019年3月28日 ～2025年3月26日
第50回新株予約権 (2016年7月22日決議)	16,402個	普通株式 1,640,200株	無償	0.01円	2017年8月1日 ～2026年8月1日
第51回新株予約権 (2016年8月4日決議)	18個	普通株式 1,800株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第54回新株予約権 (2017年1月21日決議)	19個	普通株式 1,900株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第57回新株予約権 (2017年2月20日決議)	54個	普通株式 5,400株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第58回新株予約権 (2017年2月20日決議)	36個	普通株式 3,600株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第59回新株予約権 (2017年2月20日決議)	10,312個	普通株式 1,031,200株	無償	0.01円	2018年3月1日 ～2027年3月1日

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第61回新株予約権 (2017年7月28日決議)	9個	普通株式 900株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日
第66回新株予約権 (2018年1月18日決議)	17個	普通株式 1,700株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日
第69回新株予約権 (2018年2月19日決議)	84個	普通株式 8,400株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日
第70回新株予約権 (2018年2月19日決議)	105個	普通株式 10,500株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日
第71回新株予約権 (2018年2月19日決議)	12,611個	普通株式 1,261,100株	無償	0.01円	2019年3月1日 ～2028年3月1日
第72回新株予約権 (2018年4月27日決議)	26,489個	普通株式 2,648,900株	無償	0.01円	2019年5月1日 ～2028年5月1日
第81回新株予約権 (2019年4月26日決議)	12,080個	普通株式 1,208,000株	無償	0.01円	2019年11月1日 ～2059年5月1日
第89回新株予約権 (2020年4月16日決議)	1,770個	普通株式 177,000株	無償	0.01円	2020年5月1日 ～2060年5月1日

- (注) 1. 新株予約権の権利行使期間については、その最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。
2. 第17回新株予約権及び第22回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、認股の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、認股の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の買入その他一切の処分は認められないものとする。
3. 第36回新株予約権、第45回新株予約権、第48回新株予約権、第51回新株予約権、第54回新株予約権、第57回新株予約権、第58回新株予約権、第61回新株予約権、第66回新株予約権、第69回新株予約権及び第70回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、認股の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、認股の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の買入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

- i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
- 4. 第46回新株予約権、第50回新株予約権、第59回新株予約権、第71回新株予約権及び第72回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
 - イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、認股の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、認股の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - ハ) 新株予約権の買入その他一切の処分は認められないものとする。
 - 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
 - i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
 - ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
 - i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
- 5. 第81回新株予約権及び第89回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
 - イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれかが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、認股の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - ハ) 新株予約権の買入その他一切の処分は認められないものとする。
 - 二) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
 - i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法

(2) 当社役員の保有する新株予約権等の区分別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	保有者数
取締役	第17回新株予約権	60個	1人
	第22回新株予約権	39個	1人
	第36回新株予約権	78個	1人
	第46回新株予約権	199個	2人
	第50回新株予約権	114個	1人
	第59回新株予約権	1,159個	3人
	第71回新株予約権	2,223個	3人
	第72回新株予約権	1,993個	2人
	第81回新株予約権	1,044個	2人
	第89回新株予約権	1,373個	2人
社外取締役	第57回新株予約権	36個	2人
	第70回新株予約権	63個	3人
監査役	第45回新株予約権	1個	1人
	第48回新株予約権	15個	1人
	第51回新株予約権	7個	1人
	第54回新株予約権	9個	1人
	第58回新株予約権	18個	1人
	第61回新株予約権	7個	1人
	第66回新株予約権	9個	1人
	第69回新株予約権	42個	2人

(注) 1. 上記新株予約権については、その目的となる株式の数は1個当たり100株となっています。
2. 表中の「取締役」は社外取締役を含みません。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

(1) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1個あたり)	権利行使期間
第85回新株予約権 (2020年1月31日決議)	35,756個	普通株式 3,575,600株	無償	1円	2021年2月1日 ～2030年2月1日
第86回新株予約権 (2020年2月28日決議)	3,620個	普通株式 362,000株	無償	1円	2021年3月1日 ～2030年3月1日
第87回新株予約権 (2020年2月28日決議)	10,168個	普通株式 1,016,800株	無償	1円	2020年3月1日 ～2060年3月1日
第88回新株予約権 (2020年4月16日決議)	65,106個	普通株式 6,510,600株	無償	1円	2021年5月1日 ～2030年5月1日
第89回新株予約権 (2020年4月16日決議)	397個	普通株式 39,700株	無償	1円	2020年5月1日 ～2060年5月1日
第90回新株予約権 (2020年7月16日決議)	35,409個	普通株式 3,540,900株	無償	1円	2021年8月1日 ～2030年8月1日
第91回新株予約権 (2020年10月7日決議)	4,735個	普通株式 473,500株	無償	1円	2021年11月1日 ～2030年11月1日
第92回新株予約権 (2020年10月7日決議)	3,270個	普通株式 327,000株	無償	1円	2021年11月1日 ～2030年11月1日

(注) 1. 新株予約権の権利行使期間については、その最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

2. 第85回新株予約権、第86回新株予約権、第88回新株予約権、第90回新株予約権、第91回新株予約権及び第92回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、及び諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
 - i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利

行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

- Ⅲ) 発行日の3年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - Ⅳ) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - Ⅴ) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- ⅰ) 現金による受領
 - ⅱ) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - ⅲ) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - ⅳ) その他当社が定める方法
3. 第87回新株予約権及び第89回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - ハ) 新株予約権の買入その他一切の処分は認められないものとする。
 - 二) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- ⅰ) 現金による受領
 - ⅱ) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - ⅲ) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - ⅳ) その他当社が定める方法

(2) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の区分別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	株数	交付者数
当社従業員 (当社役員を除く)	第85回新株予約権	18,617個	1,861,700株	6,307人
	第86回新株予約権	1,504個	150,400株	38人
	第87回新株予約権	10,168個	1,016,800株	54人
	第88回新株予約権	1,376個	137,600株	28人
	第89回新株予約権	397個	39,700株	7人
	第90回新株予約権	19,729個	1,972,900株	6,669人
当社子会社の役員及び従業員 (当社の役員及び従業員を除く)	第85回新株予約権	17,139個	1,713,900株	3,774人
	第86回新株予約権	2,116個	211,600株	12人
	第88回新株予約権	63,730個	6,373,000株	1,984人
	第90回新株予約権	15,680個	1,568,000株	4,135人
	第91回新株予約権	4,735個	473,500株	146人
	第92回新株予約権	3,270個	327,000株	50人

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

(2020年12月31日時点)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	三木谷 浩史 みき たに ひろし	会長兼社長最高執行役員 グループカンパニーディビジョングループプレジデント 合同会社クリムゾングループ代表社員、楽天ヴィッセル神戸株式会社代表取締役会長、一般社団法人新経済連盟代表理事、公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長、株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー、Rakuten Medical, Inc. Chairman & CEO、楽天モバイル株式会社代表取締役会長兼CEO、楽天メディカルジャパン株式会社会長兼最高経営責任者、AST&Science, LLC Director
代表取締役副会長	穂坂 雅之 ほさか まさゆき	副会長執行役員 フィンテックグループカンパニープレジデント 楽天カード株式会社代表取締役社長
取 締 役 社 外 独立役員	チャールズ・B・バクスター Charles B. Baxter	－ (Rakuten USA, Inc. Chairman & Director)
取 締 役 社 外 独立役員	久夢良木 健 く ら ゑ けん	サイバーアイ・エンタテインメント株式会社代表取締役社長兼CEO 株式会社GA technologies社外取締役、スマートニュース株式会社社外取締役、アセントロボティクス株式会社代表取締役兼CEO
取 締 役 社 外 独立役員	サラ・J.M.・ワイトリー Sarah J. M. Whitley	Foundation Scotland Trustee、 Edinburgh International Festival Endowment Fund Chair、 The Royal Scottish Academy Foundation Trustee
取 締 役 社 外 独立役員	御立 尚資 みたち なおし	京都大学経営管理大学院特別教授、DMG森精機株式会社社外取締役、ユニ・チャーム株式会社社外取締役、公益財団法人大原美術館理事、東京海上ホールディングス株式会社社外取締役、株式会社ボストン・コンサルティング・グループシニア・アドバイザー、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン専務理事
取 締 役 社 外 独立役員	村井 純 むらい じゅん	慶應義塾大学教授、株式会社ブロードバンドタワー社外取締役、株式会社ラック社外取締役、HAPSモバイル株式会社社外取締役、一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブAPI地経学研究所所長兼APIシニアフェロー、内閣官房参与

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
監 査 役 (常 勤)	西川 義明	－
監 査 役 社 外 独立役員	平田 竹男	早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授、早稲田大学資源戦略研究所所長、内閣官房参与、日本スポーツ産業学会会長、株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外取締役
監 査 役 (常 勤) 社 外 独立役員	平本 公秀	－
監 査 役 社 外 独立役員	山口 勝之	フリービット株式会社社外監査役、株式会社ブレインパッド社外監査役、株式会社博報堂ＤＹホールディングス社外監査役、西村あさひ法律事務所ニューヨーク事務所執行パートナー

- (注) 1. 2020年3月27日開催の第23回定時株主総会において、西川義明氏は監査役に新たに選任され、就任しました。
2. 監査役内田貴秀氏は2020年3月27日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって選任しました。
3. 取締役 久夢良木健、Sarah J.M. Whitley、御立尚貴、村井純の4氏は、社外取締役です。
4. 監査役 平田竹男、平本公秀、山口勝之の3氏は、社外監査役です。
5. 取締役 村井純氏は、慶應義塾大学教授であり、当社は同大学が運営の一部を担う国際標準化団体に対して会費の支払いを行っています。2020年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。また、同氏は、株式会社ブロードバンドタワー及び株式会社ラックの社外取締役であり、それぞれ当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2020年度におけるその割合は、いずれも当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。加えて、同氏は、一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブのAPI地経学研究所所長兼APIシニアフェローであり、当社は同団体に対して会費の支払いを行っていますが、2020年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
6. 監査役 平田竹男氏は、日本スポーツ産業学会の会長であり、当社は同団体に対して会費の支払いを行っていますが、2020年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
7. 監査役 山口勝之氏は西村あさひ法律事務所ニューヨーク事務所の執行パートナーであり、また、同氏は、株式会社ブレインパッドの社外監査役であり、それぞれ当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、いずれも2020年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
8. 当社は、久夢良木健、Sarah J.M. Whitley、御立尚貴、村井純、平田竹男、平本公秀、山口勝之の7氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除きます。）及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の取締役（業務執行取締役等を除きます。）及び監査役といずれも当該責任限定契約を締結しています。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	7名	210百万円
監査役	5名	68百万円

- (注) 1. 上記には、2020年3月27日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれています。
2. 上記の金額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与及び賞与相当額は含まれていません。
3. 上記の金額には、社外役員（取締役4名及び監査役4名）の報酬等の総額123百万円が含まれています。
4. 上記のほか、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額は取締役6名に対して118百万円、監査役4名に対して3百万円です。これらのうち、社外役員（取締役3名及び監査役3名）に係る費用計上額は5百万円です。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、1.の注記に記載のとおりです。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況	主な活動状況
社外 取締役	くた ら げん 久 夢 良 木 健	12回/12回 (出席率100%)	—	主にエンタテインメント事業及び技術分野における専門的な知識や幅広い企業経営の経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	サラ・J. M.・ウィットリー Sarah J. M. Whitley	11回/12回 (出席率92%)	—	主に投資家としての幅広い知見と経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	あ たち たか し 御 立 尚 資	12回/12回 (出席率100%)	—	主に経営コンサルタントとしての専門知識や経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	むら い じゅん 村 井 純	12回/12回 (出席率100%)	—	主にインターネット技術に関する学識経験者としての専門知識や経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
社外 監査役	ひら た たけ お 平 田 竹 男	12回/12回 (出席率100%)	7回/7回 (出席率100%)	主にスポーツ、教育等に関する幅広い知識と経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	ひら もと まさ ひで 平 本 公 秀	12回/12回 (出席率100%)	7回/7回 (出席率100%)	主に金融事業、企業経営等に関する幅広い知識と経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	やま べし かつ ゆき 山 口 勝 之	12回/12回 (出席率100%)	7回/7回 (出席率100%)	主に弁護士としての幅広い知識と経験、また企業法務の専門家としての見地から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1)公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

174百万円

(2)当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

552百万円

- (注) 1. 当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため、上記(1)の金額については、これらの合計額をそのまま記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、主に当社及び連結子会社における社債発行に伴うコンフォートレター作成業務を委託し、その対価を支払っています。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

株主還元については、中長期的な成長に向けた投資や財務基盤の安定化のための内部留保の充実を勘案しつつ、安定的・継続的に配当を行うよう努めています。必要となる株主資本の水準については、以下の考え方を基本としています。

- ・拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要な財務基盤を整えておくこと
- ・事業活動及び資産のリスクと比較して充分であること
- ・安定的な資金調達を行う上で必要な格付けを維持すること及び監督規制上求められる水準を充足していること

当事業年度につきましては、2021年2月12日開催の取締役会において、利益剰余金を配当原資とし、1株当たり4.5円（前事業年度は1株当たり4.5円）とすることを決定しました。

また、当社における剰余金配当の決定機関は取締役会です。剰余金配当は期末配当による原則年1回の配当を基本方針とし、その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、経営環境等の状況を勘案の上で判断していきます。

なお、自己株式の取得につきましては、株主価値の向上に資する財務政策として、機動的に判断していきます。

(参考) 1株当たり配当金の推移

	第21期 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	第22期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	第23期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	第24期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり配当金(円)	4.50	4.50	4.50	4.50

連結財政状態計算書 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金及び現金同等物	3,021,306	仕入債務	337,427
売上債権	243,886	銀行事業の預金	4,716,162
証券事業の金融資産	2,673,229	証券事業の金融負債	2,587,227
カード事業の貸付金	2,033,013	デリバティブ負債	78,318
銀行事業の有価証券	266,227	社債及び借入金	2,487,457
銀行事業の貸付金	1,436,513	その他の金融負債	1,131,505
保険事業の有価証券	283,969	未払法人所得税等	8,700
デリバティブ資産	32,644	引当金	162,579
有価証券	275,236	保険事業の保険契約準備金	285,336
その他の金融資産	492,686	退職給付に係る負債	19,272
持分法で会計処理されている投資	58,072	繰延税金負債	1,920
有形固定資産	684,110	その他の負債	79,521
無形資産	639,589	負債合計	11,895,424
繰延税金資産	126,203	資本の部	
その他の資産	257,755	親会社の所有者に帰属する持分	608,738
資産合計	12,524,438	資本金	205,924
		資本剰余金	227,844
		利益剰余金	290,449
		自己株式	△84,941
		その他の資本の構成要素	△30,538
		非支配持分	20,276
		資本合計	629,014
		負債及び資本合計	12,524,438

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結損益計算書 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
継続事業	
売上収益	1,455,538
営業費用	1,579,630
その他の収益	54,483
その他の費用	24,240
営業損失 (△)	△93,849
金融収益	60,150
金融費用	79,607
持分法による投資損失 (△)	△37,710
税引前当期損失 (△)	△151,016
法人所得税費用	△35,178
当期損失 (△)	△115,838
当期損失 (△) の帰属	
親会社の所有者	△114,199
非支配持分	△1,639
当期損失 (△)	△115,838

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

資産の部	
科 目	金 額
流動資産	852,294
現金及び預金	110,082
売掛金	160,884
商品	9,187
貯蔵品	822
前払費用	14,204
未収入金	394,671
未収還付法人税等	17,448
関係会社短期貸付金	120,141
その他	25,141
貸倒引当金	△290
固定資産	1,520,893
有形固定資産	50,692
建物	16,592
機械装置及び運搬具	506
工具、器具及び備品	9,877
土地	478
建設仮勘定	6,623
その他	16,613
無形固定資産	98,240
のれん	9,247
特許権	746
商標権	395
ソフトウェア	49,838
ソフトウェア仮勘定	10,909
その他	27,104
投資その他の資産	1,371,960
投資有価証券	168,534
関係会社株式	1,050,290
関係会社出資金	652
関係会社長期貸付金	7,783
破産更生債権等	3,929
長期前払費用	485
敷金及び保証金	11,371
繰延税金資産	107,843
その他	26,078
貸倒引当金	△5,008
資産合計	2,373,188

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：百万円)

負債の部	
科 目	金 額
流動負債	1,020,269
買掛金	26,619
コマーシャル・ペーパー	120,000
短期借入金	34,166
1年内償還予定の社債	10,000
未払金	398,597
未払費用	22,546
前受金	4,406
預り金	223,945
ポイント引当金	145,766
賞与引当金	5,125
仮受金	493
その他	28,601
固定負債	847,304
社債	538,856
長期借入金	255,833
退職給付引当金	9,015
資産除去債務	11,190
その他	32,408
負債合計	1,867,574
純資産の部	
株主資本	538,901
資本金	205,924
資本剰余金	175,084
資本準備金	173,460
その他資本剰余金	1,623
利益剰余金	242,758
その他利益剰余金	242,758
繰越利益剰余金	242,758
自己株式	△84,864
評価・換算差額等	△59,106
その他有価証券評価差額金	△59,106
新株予約権	25,818
純資産合計	505,614
負債純資産合計	2,373,188

損益計算書 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		657,434
売上原価		243,326
売上総利益		414,107
販売費及び一般管理費		409,903
営業利益		4,204
営業外収益		
受取利息	2,630	
受取配当金	33,710	
為替差益	2,432	
その他	309	39,083
営業外費用		
支払利息	11,214	
支払手数料	1,722	
その他	525	13,462
経常利益		29,825
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	1,232	
固定資産売却益	7,206	
投資有価証券売却益	1,186	
関係会社株式売却益	248	
関係会社清算益	114	
その他	2	9,992
特別損失		
固定資産除却損	1,668	
関係会社債権放棄損	11,940	
減損損失	2,348	
関係会社株式評価損	293	
出資金評価損	3,276	
その他	412	19,939
税引前当期純利益		19,878
法人税、住民税及び事業税	△4,205	
法人税等調整額	△29,562	△33,767
当期純利益		53,646

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

楽 天 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋田	毅	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤	勇	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒木	賢治	印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、楽天株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、楽天株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

楽 天 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	齋 田	毅	印
業 務 執 行 社 員				
指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	安 藤	勇	印
業 務 執 行 社 員				
指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	黒 木	賢 治	印
業 務 執 行 社 員				

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、楽天株式会社（以下「楽 天 株 式 会 社」という。）の2020年1月1日から2020年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月26日

楽天株式会社 監査役会

常勤監査役	西川 義明 印
常勤監査役	平本 公秀 印
監査役	平田 竹男 印
監査役	山口 勝之 印

(注) 監査役 平本 公秀・監査役 平田 竹男 及び監査役 山口 勝之は会社法第2条第16号及び、第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しています。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

楽天株式会社は、「楽天グループ企業倫理憲章」を定め、楽天グループ（楽天株式会社及びその子会社をいいます。）全体として、法令を遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

楽天グループの取締役及び使用人の職務執行については、COO(Chief Operating Officer)及びFunction COO(Function Chief Compliance Officer: COOの下でグループ全体のコンプライアンスを統括する責任者)並びに社内カンパニー制に基づくCompany Compliance Officerによりグループ横断的なコンプライアンスに対する取組を進め、グループリスク・コンプライアンス委員会及び取締役会へその取組状況を報告し、適正な職務執行を徹底するとともに、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部及び子会社の内部監査部門による内部監査を実施します。

また、社外取締役及び社外監査役を含む監査役による取締役の職務執行に対する監督及び監査を徹底し、これらに弁護士も起用することにより、専門的・客観的な観点から法令・定款への適合性の検証を行います。

更に、楽天グループの役員・使用人に対して楽天グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施するとともに、楽天グループの役員、使用人、退職者が法令違反その他のコンプライアンスに関する相談・通報を行うことのできる窓口を設置し、相談者、通報者の不利益な取扱いを禁止する内部通報システムを適切に整備します。また、広く社外からの情報を入手する体制についても整備します。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

楽天株式会社における取締役の職務執行に関する文書、電磁的記録等の各種情報は、楽天グループ規程等に則り、適法・適切に保存・管理するものとし、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

楽天株式会社では、カンパニープレジデントが社内カンパニー制に基づき、カンパニー個別の業務遂行において発生するリスクについて、楽天グループ規程等に従い適切に判断・対処します。また、CFO、CISO、COO及びFunction COOは各カンパニープレジデントと連携し、各担当領域について対応するとともに、財務、情報セキュリティ、コンプライアンス等グループ横断的な重要リスクについて対応します。

特に、情報セキュリティに関するリスクについては、主要事業における情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証取得を含め、CISOを中心に、楽天グループ全体としてリスク管理を徹底します。また、事業投資に伴うリスクについては、案件につき、楽天株式会社投融資委員会の審議、更に一定額以上の案件につき楽天株式会社取締役会の承認決議を要件とすることにより、リスク管理を適切に行います。

更に、内部監査部は、独立した立場で、当社及びグループ会社の法令及び関連規程の遵守状況等の監査を行い、定期的に楽天株式会社取締役会に報告します。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

楽天グループの取締役の職務執行に関しては、楽天グループ規程等に基づき適切かつ効率的な意思決定体制を構築します。また、各種社内手続の電子化を推進することにより、意思決定の明確化・迅速化を図ります。

意思決定に基づく業務の執行にあたっては、取締役会において選任された執行役員がその管掌業務の執行を行うことにより、機動的な職務執行を促進します。

(5) 財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、一般に公正妥当と認められた会計処理及び金融商品取引法等に基づいた適時開示並びに有効性評価を実施します。

(6) 楽天株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

楽天株式会社は、一体的なグループ経営を実現するため、理念、グループガバナンス、会社経営、リスクマネジメント、コンプライアンス等に関する楽天グループ規程等を定め、子会社の重要な業務執行については「楽天グループ職務権限表」及び「楽天グループガイドライン」に基づき、楽天株式会社による決裁及び楽天株式会社への報告制度を構築する等、楽天グループ全体として、子会社の独立性を確保しつつ、必要な体制を構築しこれを遵守します。

また、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部において、子会社の内部監査部門との連携を強化し、楽天グループ全体で内部監査を実施することにより業務の適正を確保します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査役会のもとに監査役室を設置し、監査役は、監査役室に所属する使用人に必要な事項を指示することができるものとします。また、当該使用人が監査役の補助業務にあたる際には、取締役の指揮命令を受けないものとする。指示の実効性を確保し、その人事異動や人事考課等は監査役の同意を得るものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

楽天グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の報告を行うとともに、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。楽天株式会社は、監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、監査役の監査が実効的に行われることを確保します。

また、楽天株式会社は、監査役からその職務執行に要する費用の前払い又は償還等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取組は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制について

- ①Function CC0と社内カンパニー制に基づくCompany Compliance Officerの間のレポーティング体制を確立しています。これによりグループ横断でのコンプライアンス強化体制を維持しています。その体制のもと、Function CC0、Company Compliance Officer等で構成するグループリスク・コンプライアンス委員会を2020年1月～12月までに4回開催し、グループ全体の実効的なコンプライアンスの推進、ベストプラクティスの共有、コンプライアンスマネジメントの戦略提案について報告し、議論がなされました。
- ②2006年5月に楽天グループ企業倫理憲章を制定し、その精神を周知するために従業員への教育活動を継続的に実施しています。具体的には、コンプライアンス及び企業倫理をテーマとした朝会の開催、新入社員を対象としたコンプライアンス及び企業倫理に関する研修、従業員を対象とした企業倫理及び主要社内ルールの教育、並びに、全グループ会社の従業員を対象としたコンプライアンス及び社内規程等を遵守する旨の宣誓等を実施しました。
- ③楽天株式会社は、楽天グループ規程等において、楽天グループの内部通報制度を定め、国内・国外のグループ会社で運用しています。当社及びグループ会社の内部通報の状況は、取締役会及び当社監査役に報告しています。

(2) リスク管理体制について

- ①当社グループは、リスク管理に関するグループ規程等を整備し、リスクの適切な把握、対応策の策定と実行、その結果のモニタリングサイクル（いわゆるPDCAサイクル）を確立しリスク管理体制を整備しています。特に重要なリスクについては、その対応状況を取締役会等にて経営陣に報告し、協議しています。また、グループ横断的なリスクについては、その対策状況を年4回開催されるグループリスク・コンプライアンス委員会にて報告し議論しています。更に重要リスクの一つである情報管理については、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の要求事項に準拠した体制を整えています。今後も、現在の活動を継続しつつ、経営判断や事業運営に貢献するリスク管理体制の高度化を推進していきます。
- ②楽天グループにおける新規投資案件の審議等のため、社外取締役及び外部有識者を含む委員で構成される楽天株式会社投融資委員会を原則月次で開催するとともに、一定額を超える重要案件については楽天株式会社取締役会での決議を行っています。

(3) 財務報告の体制について

- ①楽天株式会社においては、会計監査人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施し、主要な子会社においても会計監査を行っています。会計監査人とは定期的に意見交換、情報共有を行っているほか、必要に応じて内部監査結果等を共有しています。また、国際会計基準(IFRS)に準拠したグループ会計方針を作成し、それに基づいて適切な会計処理及び連結財務諸表等の作成を行っています。会社情報の適時開示については、株式会社東京証券取引所が定める適時開示規則及び楽天グループ規程等に基づき、迅速かつ適切に行っています。
- ②財務報告の信頼性を向上させるため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（企業会計審議会）に準拠し、年度評価計画、進捗状況、当社及び当社グループにおける財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果等を取締役会及び担当役員等に報告しています。

(4) 監査役の監査の実効性を確保する体制について

楽天株式会社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置する等、監査役への報告及び情報提供体制を整備し、監査役の監査が実効的に行われることを確保しています。

連結持分変動計算書（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素						親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
					在外営業活動体の換算差額	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	キャッシュ・フロー・ヘッジ	保険事業の保険契約準備金に係る期末市場金利に基づく再測定額	退職給付制度の再測定	その他の資本の構成要素合計			
2020年1月1日残高	205,924	224,379	413,603	△92,305	△15,892	9,669	△1,219	△7,559	△928	△15,929	735,672	1,528	737,200
当期包括利益													
当期損失（△）	—	—	△114,199	—	—	—	—	—	—	—	△114,199	△1,639	△115,838
税引後その他の包括利益	—	—	—	—	△6,806	△13,221	2,158	1,933	△995	△16,931	△16,931	368	△16,563
当期包括利益合計	—	—	△114,199	—	△6,806	△13,221	2,158	1,933	△995	△16,931	△131,130	△1,271	△132,401
所有者との取引額													
所有者による拠出及び所有者への分配													
剰余金の配当	—	—	△6,103	—	—	—	—	—	—	—	△6,103	—	△6,103
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	△2,322	—	—	2,322	—	—	—	2,322	—	—	—
ストックオプション行使に伴う自己株式の処分	—	△7,364	—	7,364	—	—	—	—	—	—	0	—	0
新株予約権の発行	—	11,014	—	—	—	—	—	—	—	—	11,014	—	11,014
新株予約権の失効	—	△187	187	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	△717	—	—	—	—	—	—	—	△717	—	△717
所有者による拠出及び所有者への分配合計	—	3,463	△8,955	7,364	—	2,322	—	—	—	2,322	4,194	—	4,194
子会社に対する所有持分の変動額													
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	309	309
非支配持分の取得及び処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,840	18,840
その他	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2	870	872
子会社に対する所有持分の変動額合計	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2	20,019	20,021
所有者との取引額合計	—	3,465	△8,955	7,364	—	2,322	—	—	—	2,322	4,196	20,019	24,215
2020年12月31日残高	205,924	227,844	290,449	△84,941	△22,698	△1,230	939	△5,626	△1,923	△30,538	608,738	20,276	629,014

（注）記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

株主資本等変動計算書（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	205,924	173,460	2,263	175,724	195,214	195,214	△92,222	484,641
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	△6,103	△6,103	—	△6,103
当期純利益	—	—	—	—	53,646	53,646	—	53,646
自己株式の処分	—	—	△640	△640	—	—	7,357	6,717
分割型の会社分割による減少	—	—	△0	△0	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△640	△640	47,543	47,543	7,357	54,260
当期末残高	205,924	173,460	1,623	175,084	242,758	242,758	△84,864	538,901

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,150	1,150	21,709	507,501
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△6,103
当期純利益	—	—	—	53,646
自己株式の処分	—	—	—	6,717
分割型の会社分割による減少	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△60,257	△60,257	4,109	△56,147
当期変動額合計	△60,257	△60,257	4,109	△1,886
当期末残高	△59,106	△59,106	25,818	505,614

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 注 記 表

2020年12月31日

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示科目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 174社

主要な連結子会社の名称

楽天カード(株)、楽天モバイル(株)、楽天銀行(株)、Ebates Inc.、楽天証券(株)、
楽天損害保険(株)、楽天生命保険(株)、Rakuten Kobo Inc.、
楽天コミュニケーションズ(株)、楽天ペイメント(株)、RAKUTEN MARKETING LLC、
Viber Media S.a.r.l.

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法適用関連会社の数 64社

主要な関連会社の名称

Rakuten Medical, Inc.、Altiostar Networks, Inc.

Altiostar Networks, Inc.（以下、Altiostar社）に対する株式投資について持分法を適用しています。当社グループのAltiostar社に対する所有持分比率及び議決権比率は50%を超えていますが、株主間で取締役の構成について合意されており、当社グループが重要な意思決定機関である取締役会を支配していないため、子会社に該当しないものと判断しました。なお、当社グループは株式保有、任命した取締役による取締役会に対する積極的な関与及び同社との重要な取引を通じ、重要な影響力の行使が可能であると判断しています。

（持分法の適用の範囲の変更）

当社の代表取締役会長兼社長である三木谷浩史は、2020年8月31日にLyft, Inc.（以下、Lyft社）の取締役を退任しました。三木谷は、2015年に当社がLyft社へ投資をして以来、Lyft社の取締役を務めていましたが、コロナ禍において外部環境が不透明な中で、当社グループの経営に専念するために退任に至ったものです。

当社が保有するLyft社に対する株式投資について、2019年度第2四半期連結会計期間より、株式保有及び任命した取締役による取締役会に対する積極的な関与等を通じてLyft社に重要な影響力の行使が可能であること等から持分法により会計処理をしていましたが、上記取締役退任に伴い重要な影響力の行使が可能ではなくなったことから、2020年度第3四半期連結会計期間より、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として会計処理を行うこととなりました。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産及び負債の評価基準及び評価方法

1) 非デリバティブ金融資産

当社グループは、売上債権を、これらの発生日に当初認識しています。その他の金融資産は全て、当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しています。

金融資産の分類及び測定モデルの概要は、以下のとおりです。

償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で事後測定する金融資産に分類しています。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しています。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については、実効金利法に基づき事後測定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

金融資産は、以下の要件とともに満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定する負債性金融商品に分類しています。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的として保有している場合
- ・契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じさせる場合

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を損益に振り替えています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品

資本性金融商品に対する投資を除く金融資産で上記の償却原価で測定する区分及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の要件を満たさないものは、公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しています。当該資産には、売買目的で保有する金融資産が含まれています。

資本性金融商品に対する投資は公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しています。ただし、当社グループが当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択（取消不能）を行う場合は、この限りではありません。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に純損益で認識しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

当社グループは当初認識時に、資本性金融商品に対する投資における公正価値の変動をその他の包括利益で認識するという選択（取消不能）を行う場合があります。当該選択は、売買目的以外で保有する資本性金融商品に対する投資に対してのみ認められています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しています。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の利得及び損失」として、その他の資本の構成要素に含めています。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品からの配当金については、「売上収益」又は「金融収益」として純損益で認識しています。

償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて測定する負債性金融商品の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品については、期末日時点で金融商品にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、期末日後12ヶ月以内の生じうる債務不履行から生じる予想信用損失（12ヶ月の予想信用損失）により貸倒引当金の額を算定しています。この場合、過去の貸倒実績率、公表されているデフォルト率、その他合理的に利用可能な将来予測情報等をもとに将来12ヶ月の予想信用損失を集合的に見積って当該金融商品にかかる貸倒引当金の額を算定しています。一方で、期末日時点で金融商品にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたる全ての生じうる債務不履行から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）により貸倒引当金を算定しています。この場合、過去の貸倒実績率、将来の回収可能価額、公表されているデフォルト率、その他合理的に利用可能な将来予測情報等をもとに当該金融商品の回収にかかる全期間の予想信用損失を個別に見積って当該金融商品にかかる貸倒引当金の額を算定しています。

ただし、重大な金融要素を含んでいない売上債権等の営業債権及び契約資産（以下、営業債権等）については、上記に関わらず、常に全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を算定しています。原則として、取引先の属性に応じて営業債権等をグルーピングした上で、過去の貸倒実績率、その他合理的に利用可能な将来予測情報等を考慮して集合的に予想信用損失を測定しています。一定の日数が経過した延滞した金融資産のうち債務者の重大な財政的困難等により金融資産の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しています。

当社グループは、信用減損した金融資産について、将来の回収が見込めない場合は直接償却を行っています。

直接償却を行った場合でも履行に向けて回収活動を継続し、回収が行われた場合は純損益に回収額を計上します。

金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有にかかるリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しています。移転した金融資産に関して当社グループが創出した、又は当社グループが引き続き保有する権利については、別個の資産・負債として認識しています。

2) 非デリバティブ金融負債

当社グループは、当社グループが発行した負債証券を、その発行日に当初認識しています。その他の金融負債は全て、当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しています。

当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が免責、取消又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しています。

当社グループは、非デリバティブ金融負債として、仕入債務、銀行事業の預金、証券事業の金融負債、社債及び借入金、並びにその他の金融負債を有しており、公正価値で当初認識し、実効金利法に基づき償却原価で事後測定しています。

なお、一部の銀行事業の預金については、資産若しくは負債の測定又は利得若しくは損失の認識を異なったベースで行うことから生じるであろう測定上又は認識上の不整合を大幅に削減するために、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として指定しています。当該金融負債の公正価値の変動金額のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因するものは、その他の資本の構成要素に含まれます。

3) デリバティブ

ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ

当社グループは、公正価値変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジするため、デリバティブを利用しています。これらに用いられるデリバティブは、主に金利スワップ、先渡し、オプション、為替予約及び通貨スワップです。

当初のヘッジ指定時点において、当社グループは、ヘッジ手段とヘッジ対象及びその関係、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、ヘッジされるリスクの性質、ヘッジ関係の有効性の評価方法、並びにヘッジ非有効部分の測定方法を文書化しています。

当社グループは、ヘッジ手段がヘッジ対象期間において関連するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対して高度に相殺効果を有すると予想することが可能であるか否かについて、ヘッジ指定時点で評価するとともに、その後も毎期継続的に評価しています。

ヘッジ手段であるデリバティブは公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に純損益として認識しています。当初認識後は、デリバティブは公正価値で測定し、その変動は以下のように会計処理しています。

・公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブを公正価値で事後測定することによる利得又は損失は、純損益で認識しています。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、純損益で認識するとともにヘッジ対象の帳簿価額を修正しています。ただし、ヘッジ対象が、公正価値の変動をその他の包括利益で測定する資本性金融商品である場合は、ヘッジ手段であるデリバティブを公正価値で事後測定することによる利得又は損失は、その他の包括利益で認識しています。公正価値ヘッジがヘッジ会計の要件を満たさない場合、又はヘッジ手段が失効、売却、終了若しくは行使された場合はヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しています。

・キャッシュ・フロー・ヘッジ

デリバティブを、認識済み資産・負債に関連する特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるキャッシュ・フローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてその他の包括利益に認識された金額」として、その他の資本の構成要素に含めています。キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼす期間と同一期間に、連結包括利益計算書においてその他の包括利益から控除し、ヘッジ対象と同一の項目で純損益に振り替えています。デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に純損益で認識しています。しかしながら、ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。

なお、キャッシュ・フロー・ヘッジがヘッジ会計の要件を満たさない場合、又はヘッジ手段が失効、売却、終了若しくは行使された場合はヘッジ会計の適用を将来に向けて中止し、その他の包括利益として認識した金額をその他の資本の構成要素から純損益に振り替えています。

ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ

当社グループには、ヘッジ目的で保有しているデリバティブのうちヘッジ会計の要件を満たしていないものがあります。また当社グループは、デリバティブをヘッジ目的以外のトレーディング目的でも保有しています。これらのデリバティブの公正価値の変動は全て即時に純損益で認識しています。

組込デリバティブ

金融商品及びその他の契約の中に、デリバティブ及び非デリバティブ金融商品の双方が結合されていることがあります。そのような契約に含まれるデリバティブの部分は、組込デリバティブと呼ばれ、非デリバティブの部分が主契約となります。主契約が金融負債である場合、組込デリバティブの経済的特徴とリスクが主契約と密接に関連せず、組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品がデリバティブの定義に該当し、複合契約自体が純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されない場合には、組込デリバティブは主契約から分離され、デリバティブとして会計処理しています。主契約の金融負債は、非デリバティブ金融負債に適用される会計方針により会計処理しています。

4) 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループがそれらの残高を相殺する法的権利を有し、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

5) 金融保証契約

金融保証契約とは、負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日が到来しても、特定の債務者が支払を行わないために保証契約保有者に発生する損失を契約発行者がその保有者に対し補填することを要求する契約です。

これら金融保証契約は当初契約時点において、公正価値により測定しています。当初認識後は、公正価値で測定されるものを除き、貸倒引当金の額と当初認識額から認識した収益の累計額を控除した額のうち、いずれか高い方で測定しています。

6) 販売用不動産

その他の資産に含まれる販売用不動産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。取得原価は、購入原価、加工費並びに現在の場所及び状態に至るまでに要した全ての費用を含んでいます。

販売用不動産は、個別法により算定しています。

② 重要な有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

1) 有形固定資産

全ての有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、並びに原状回復費用の当初見積額が含まれています。当初認識後の測定モデルとして原価モデルを採用しています。

減価償却費は、償却可能価額をもとに算定しています。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しています。

減価償却については、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、主に定額法に基づいています。使用権資産については、リース契約の終了までに当社グループが所有権を獲得することが合理的に確実な場合を除き、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で償却しています。なお、土地は償却していません。

主要な有形固定資産の当連結会計年度における見積耐用年数は、以下のとおりです。

- ・建物及び建物附属設備 10-50年
- ・工具、器具及び備品 5-10年
- ・機械設備 9年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、期末日に見直しを行い、必要に応じ改定しています。

2) 無形資産

イ. のれん

当初認識

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しています。移転した対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び以前に保有していた被取得企業の持分の取得日における公正価値の合計が、取得した識別可能な純資産の公正価値を超過する場合、当該超過額をのれんとして計上しています。

当初認識後の測定

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しています。

ロ. ソフトウェアに係る支出の資産化

当社グループは、主として内部利用目的のソフトウェアを購入又は開発するための特定のコストを支出しています。

新しい科学的又は技術的知識の獲得のために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用計上しています。開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能であり、技術的に実現可能であり、将来の経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ、ソフトウェアとして資産計上しています。

資産計上したソフトウェアは、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

ハ. 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得し、のれんとは区分して認識した商標権等の無形資産は取得日の公正価値で計上しています。

その後は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

ニ. その他の無形資産

当社グループが取得したその他の無形資産で、耐用年数が確定できる無形資産については、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

ホ. 償却

償却費は、資産の取得原価から残存価額を差し引いた額に基づいています。耐用年数が確定できる無形資産のうち、企業結合により取得した保険契約及び保険事業の顧客関連資産については、保険料収入が見込める期間にわたる保険料収入の発生割合に基づく方法により、それ以外の無形資産については、定額法により償却しています。

主要な耐用年数が確定できる無形資産の当連結会計年度における見積耐用年数は、以下のとおりです。

- ・ソフトウェア 主として5年
- ・保険契約及び保険事業の顧客関連資産 30年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、期末日に見直しを行い、必要に応じ改定しています。

③ リース取引（借手）

リース取引におけるリース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値として測定を行っています。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っています。

なお、リース料総額の未決済分の割引現在価値を算定する場合に使用すべき割引率は、実務上可能な場合にはリースの計算利率とし、実務上不可能な場合には、借手の追加借入利率を用いています。

リース料は、リース負債残高に対して一定の利率となるように、金利費用とリース負債残高の返済部分とに配分しています。金融費用は、連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しています。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態を取らないものであっても、契約の実質に基づき判断しています。

④ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、四半期ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数を確定できない、又はまだ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を各連結会計年度における一定時期に見積っています。

資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いています。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしています。

資金生成単位については、原則として各社を資金生成単位としています。のれんは、内部報告目的で管理される単位に基づき、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しています。

全社資産は独立したキャッシュ・イン・フローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しています。

減損損失は、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益で認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しています。

のれんに関連する減損損失については、戻し入れていません。過去に認識したその他の資産の減損損失については、四半期ごとに、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損の戻し入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れていません。

減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、戻し入れていません。

⑤ 引当金の計上基準

当社グループが、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的義務を有しており、当該義務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該義務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しています。

引当金は、現時点の貨幣の時間的価値の市場評価と当該義務に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、義務の決済に必要とされると見込まれる支出の現在価値として測定しています。

⑥ 従業員給付

1) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず^a、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しています。賞与については、それらを支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

2) 退職給付

当社グループは、退職給付制度として、主に確定給付制度を採用しています。

確定給付制度

確定給付負債（資産）の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む）を控除したものであり、退職給付に係る資産又は負債として連結財政状態計算書で認識しています。確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、その現在価値は、将来の予想支払額に割引率を適用して算定しています。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の利回りを参照して決定しています。

勤務費用及び確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は純損益として認識しています。数理計算上の差異、純利息費用に含まれる部分を除く制度資産に係る収益の変動については、それらが生じた期間において確定給付制度に係る再測定としてその他の包括利益に認識しています。また、過去勤務費用は、制度改定又は縮小が発生した時、あるいは関連するリストラクチャリング費用又は解雇給付を認識した時の、いずれか早い方の期において純損益として認識しています。

⑦ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

1) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替レートを適用することにより、機能通貨に換算しています。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しています。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しています。

これら取引の決済から生じる外国為替差額並びに外貨建貨幣性資産及び負債を期末日の為替レートで換算することによって生じる為替差額は、純損益で認識しています。ただし、非貨幣性項目に係る利益又は損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替差額もその他の包括利益に計上しています。

2) 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については期末日の為替レート、収益及び費用については期中の平均為替レートをを用いて日本円に換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識しています。

当該差額は「在外営業活動体の換算差額」として、その他の資本の構成要素に含めています。なお、在外営業活動体の持分全体の処分、及び支配、重要な影響力又は共同支配の喪失を伴う持分の一部処分といった事実が発生した場合、当該換算差額を、処分損益の一部として純損益に振り替えています。

⑧ 政府補助金

当社グループは、一般社団法人キャッシュレス推進協会による「キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（消費者還元補助事業）」に基づく、事業者及び消費者への還元に必要な費用に対する補助を政府補助金として会計処理しています。

これらの政府補助金は、補助交付のための付帯条件を満たし、補助金を受領されることについて合理的な保証が得られた時に認識しています。収益に関する政府補助金は、補助金により保証される費用が認識される期間にわたって、純損益として認識しています。資産に関する政府補助金は、繰延収益として認識し、関連する資産の耐用年数にわたって定期的に純損益に認識しています。純損益として認識された補助金については、関連する費用から控除する方法を採用しています。なお、補助金交付金額は、補助事業終了後に精算請求により確定します。

⑨ 収益の認識

当社グループでは、IFRS第9号に基づく利息や配当収益等、IFRS第4号に基づく保険料収入及びIFRS第16号に基づくリース収益を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

また、顧客との契約獲得のための増分コスト及び契約に直接関連する履行コストの内、回収可能であると見込まれる部分について資産（以下、契約コストから認識した資産）として認識しています。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものです。契約コストから認識した資産については、顧客の見積契約期間に応じて2年間から10年間の均等償却を行っています。

当社グループは、インターネットサービス、フィンテックサービス及びモバイルサービスを有するグローバルイノベーションカンパニーであり、EC（電子商取引）事業を中心に複数のビジネスを行っています。これらのビジネスから生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

インターネットサービス

インターネットサービスセグメントにおいては、『楽天市場』、『楽天トラベル』、『Rakuten Rewards』、『楽天ブックス』、『Rakuten 24（旧爽快ドラッグ及びケンコーコム）』、『OverDrive』等のサービスを提供し、主な収益を下記のとおり認識しています。

楽天市場及び楽天トラベル

マーケットプレイス型ECサービスである『楽天市場』や、旅行予約サービスである『楽天トラベル』等においては、取引の場を顧客に提供することをその基本的な性格としています。当社グループは、これらのサービスの運営にあたり、出店者・旅行関連事業者への出店サービス及びシステム利用に関するサービス、当社グループを通じた販売拡大のための広告関連サービス、出店者・旅行関連事業者と消費者の決済に関する決済代行サービス等を提供しています。また、これらのサービスは諸規約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を下記のとおりに識別して、収益を認識しています。

『楽天市場』への出店サービスについて、当社グループは規約に基づき出店者に対し契約期間に渡り、当社グループのマーケットプレイス型ECウェブサイトへの出店サービス及び出店コンサルティングサービス等を提供する義務を負っています。当該履行義務は、契約期間に渡り時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、出店形態別に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しています。なお、取引の対価は3ヶ月、半年又は1年分を履行義務の充足前である契約時に前受けする形で受領しています。

システム利用に関するサービスについて、当社グループは規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対して出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との間での個々の取引の成立に関するサービスの提供を行う義務を負っています。当該履行義務は、出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との個々の取引の成立時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、流通総額（出店者・旅行関連事業者の月間売上高）にサービス別・プラン別・流通総額の規模別に定められている料率を乗じた金額にて収益を計上しています。当該金額は、履行義務の充足時点である取引成立時点から概ね3ヶ月以内に支払いを受けています。

広告関連サービスについて、当社グループは広告規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対し期間保証型等の広告関連サービスを提供しており、契約で定められた期間に渡り、広告を掲示する義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて期間均等額で収益を計上しています。広告料金の支払いは、原則として広告掲載開始日が属する月の翌々月末までに行われます。

決済代行サービスについて、当社グループは、カード決済規約に基づき、楽天グループのサービスを利用する消費者と出店者・旅行関連事業者との間での決済代行サービスを提供しています。当該サービスにおいては、クレジットカードによる取引代金決済のための取引承認、代金決済情報やキャンセル等のデータを送受信・処理する義務を負っています。当該サービスについては、主に消費者のカード利用取引が生じた時点が履行義務の充足時点となると判断しており、同時点で手数料収益を計上しています。当該手数料の支払いは、履行義務の充足後、支払区分に基づいた請求締切日から1ヶ月半以内に受領しています。

Rakuten Rewards

『Rakuten Rewards』においては、Rakuten Rewards会員に対するキャッシュバックを通じ、Rakuten Rewards会員による小売業者（顧客）のウェブサイトでの購入を促進するサービス（以下、キャッシュバック・サービス）、ウェブサイトにおける広告掲示、個人向けターゲティングメールサービス等を提供しています。主なサービスであるキャッシュバック・サービスに関しては、契約に基づきRakuten Rewards会員による小売業者のウェブサイトでの購入を促進する義務を負っており、当該履行義務はRakuten Rewards会員による購入時点が履行義務の充足時点となると判断しています。Rakuten Rewards会員の購入を確認した時点で購入金額に一定の料率を乗じた金額を手数料として収益計上しており、同時にRakuten Rewards会員に対するキャッシュバック費用を計上しています。当該サービスの提供により生じる収益及び費用は、『Rakuten Rewards』が顧客及びRakuten Rewards会員とのそれぞれに対して価格設定を含む取引の裁量権を有していることから総額にて計上しており、手数料は履行義務の充足時点である注文確定月の月末から概ね3ヶ月以内に支払いを受けています。

楽天ブックス、Rakuten 24（旧爽快ドラッグ及びケンコーコム）

インターネットサービスのうち、当社グループが主に楽天会員に対して商品を提供するインターネット通販サイト『楽天ブックス』、『Rakuten 24（旧爽快ドラッグ及びケンコーコム）』等のサービスにおいては、当社グループが売買契約の当事者となります。これらの直販型の取引においては顧客に商品が到着した時点で収益を計上しています。また、履行義務の充足時期である商品到着後、概ね2ヶ月以内に支払いを受けています。なお、楽天ブックスのうち、国内における書籍（和書）販売については、再販売価格維持制度を考慮すると代理人取引としての性質が強いと判断されるため、収益を関連する原価と相殺の上、純額にて計上しています。

OverDrive

『OverDrive』においては、図書館・教育機関向けに電子書籍及びオーディオブック等のコンテンツ配信サービスを提供しています。主要な顧客である図書館との契約において、当社グループは契約に基づきコンテンツ配信、ホスティングに係るサービス及びカスタマーサポートを提供する義務を負っています。コンテンツ配信は、図書館によるコンテンツの購入時点が履行義務の充足時点となると判断しており、当該時点にて関連する収益を計上しています。当該履行義務に関する支払いは、請求月から概ね2ヶ月以内に受領しています。ホスティングに係るサービス及びカスタマーサポートの履行義務は、契約期間に渡り時の経過につれて充足されるものであり、当該履行義務が充足される契約期間において、期間均等額で収益を計上しています。なお、取引の対価は各年度において履行義務の充足前に前受けする形で受領しています。なお、第2四半期連結会計期間において、OverDrive Holdings, Inc.（以下、OverDrive）の全株式の譲渡を完了したことから、OverDriveは当社の連結範囲から除外されています。

フィンテック

フィンテックセグメントにおいては、『楽天カード』、『楽天銀行』、『楽天証券』、『楽天損保』、『楽天生命』等の金融サービスを提供し、主な収益を下記のとおり認識しています。

楽天カード

『楽天カード』においては、主としてクレジットカード関連サービスを提供しています。主にクレジットカード利用者と加盟店間の資金決済を通じて得られる加盟店手数料、クレジットカード利用者から得られるリボルビング払い手数料、分割払い手数料及びキャッシング手数料を得ています。加盟店手数料に関しては、カード会員のショッピング取引後、加盟店から楽天カード株式会社へ売上データが送信されたタイミングにおいて、決済サービスの提供という履行義務が充足されるため、同時点でクレジットカードの決済金額に一定の料率を乗じた手数料収益を計上しています。また、カード決済金額の1%分の通常ポイントをカード会員に付与しており、これらのポイント費用は加盟店手数料から控除しています。楽天カード株式会社はカード会員から基本的に1ヶ月に1回所定の日にカード利用代金の回収を行うため、履行義務充足後、概ね2ヶ月以内に実質的に支払いを受けることとなります。リボルビング払い手数料及び分割払い手数料と融資収益に含まれるキャッシング手数料に関しては、リボルビング残高、分割支払回数及びキャッシング残高に対してそれぞれ一定の料率を乗じた利息収益を、IFRS第9号に従いその利息の属する期間に認識しています。

楽天銀行

『楽天銀行』においては、インターネットを通じた銀行業務（預金、貸出、為替）及びその他様々なサービスを提供しています。貸出については、個人向けローンである「楽天スーパーローン」及び住宅ローンである「楽天銀行住宅ローン（金利選択型）」等を取り扱っており、貸出金利息収入を得ています。また、資金運用から生じる有価証券利息等の利息収入も得ています。貸出金利息や有価証券利息等の資金運用収益は、IFRS第9号に従い、その利息の属する期間に収益を認識しています。為替手数料等については、取引が行われた時点で履行義務が充足されるため、同時点において手数料収益を認識しています。

楽天証券

『楽天証券』においては、金融商品取引業務とその他の付随業務を提供し、これら取引に付随して発生する手数料やトレーディング損益、利息等を収益の源泉としています。金融商品取引業務には、国内株式取引に加え、外国株式取引、投資信託の販売等、様々な取引が存在し、それぞれの手数料体系は異なっています。現物株式に関する委託取引、信用取引及び投資信託の販売取引等に関連して発生する手数料に関しては、約定日等の取引成立時において履行義務が充足されるため、同時点において手数料収益を計上しています。現物株式取引から生じる手数料については、原則として履行義務の充足後2営業日以内に、信用取引及び先物取引から生じる手数料は建玉の決済が行われる半年から概ね1年以内に受領しています。また、IFRS第9号に従い、外国為替証拠金取引については、公正価値で測定された利得及び損失が純額で売上収益に計上され、国内株式信用取引の建玉に対する金利収益については、その利息の属する期間に収益を認識しています。

楽天損保

『楽天損保』においては、損害保険業務を行っており、主たる商品である火災保険契約や自動車保険契約からの保険料等収入及び有価証券利息を中心とした資金運用収益を計上しています。保険料等収入を構成する保険料は、IFRS第4号に従い、個別契約ごとに予め定められた保険料率により算定された金額を収益として計上しています。また、資金運用収益については、IFRS第9号に従い、その発生期間に収益を認識しています。

楽天生命

『楽天生命』においては、生命保険業務を行っており、主たる商品である個人向け保障性生活保険契約からの保険料等収入及び有価証券利息を中心とした資金運用収益を計上しています。保険料等収入を構成する保険料は、IFRS第4号に従い、個別契約ごとに予め定められた保険料率により算定された金額を収益として計上しています。また、資金運用収益については、IFRS第9号に従い、その発生期間に収益を認識しています。

モバイル

モバイルセグメントにおいては、『楽天モバイル』等のサービスを提供し、主な収益を下記のとおり認識しています。

楽天モバイル

『楽天モバイル』は、MNO（移動体通信事業者）の回線網を利用するMVNO（仮想移動体通信事業者）として、また、2020年4月8日に本格的にサービスを開始したMNOとして、主に音声通話・データ通信サービス（以下、通話・通信サービス）の提供と、携帯端末の販売を行っています。通話・通信サービスについては、契約に基づき、契約者に常時利用可能な通話・通信サービス回線を提供し、当該回線を利用した通話・通信サービスを提供することを履行義務として識別しています。また、携帯端末の販売については、携帯端末を引き渡すことを履行義務と

して識別しています。なお、複数のサービスをセットで提供する場合には、契約者から受領する対価をそれぞれの履行義務に対して独立販売価格で案分しています。常時利用可能な回線を維持する履行義務については時の経過に基づき、通話・通信サービスの提供の履行義務については回線の利用に応じて充足されると判断しており、したがって、回線の提供については契約期間に渡って収益を計上し、通話・通信サービスの提供については回線の利用状況に応じた回線使用料を各月の収益として計上しています。携帯端末の販売については契約者に端末を引き渡し、回線が開通した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点にて関連する収益を計上しています。いずれの履行義務に対する支払いも、請求日から概ね2ヶ月以内に受領しています。

⑩ 保険会計

保険者が自ら発行した保険契約及び保険者が保有する再保険契約に関しては、IFRS第4号「保険契約」に準拠し、従来から日本において適用されている保険業法及び保険業法施行規則に基づいた会計処理を適用しています。

当社グループは、市場金利に基づいた割引率により保険負債を測定し、貨幣の時間価値を反映するために、当報告期間中に保険負債の帳簿価額に対して発生した利息を純損益に、それ以外の割引率の変動に伴う保険負債の変動額をその他の包括利益に認識しています。

負債の十分性テストに関しては、関連する保険料、資産運用収益等のキャッシュ・イン・フロー及び保険給付、事業費等のキャッシュ・アウト・フローの見積現在価値を考慮し実施しています。負債が十分でないことが判明した場合には、不足額の全額を費用として認識しています。

⑪ 会計方針の変更

該当事項はありません。

⑫ 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

連結計算書類の承認日までに公表されている主な基準書及び解釈指針の新設又は改訂は次のとおりであり、2020年12月31日現在において当社グループはこれらを適用していません。

IFRS		強制適用時期 (～以降開始 年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂内容
IFRS第17号	保険契約	2023年1月1日	未定	保険契約に関する改訂

IFRS第17号「保険契約」の適用による当社グループの連結計算書類に与える影響は検討中であり、現時点で見積することはできません。

⑬ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(5) 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大を原因とする個人消費の低迷、失業率の増加、企業の倒産など経済状況の悪化等の不確実性があるものの、新型コロナウイルス感染症が拡大し経済状況の悪化が見られはじめた2020年度第1四半期連結会計期間以降の実績においても、当社グループは多岐にわたる分野で70を超えるサービスを提供していることから当社経営成績への影響は限定的です。

今後も新型コロナウイルス感染症の拡大が当社の事業上のリスクとなりますが、当社グループは各事業のモデルを柔軟に変化させつつ成長していく戦略を検討しています。従って、後述のカード事業の貸付金に係る貸倒引当金の見積りを除き、新型コロナウイルス感染症は当連結会計年度に係る連結計算書類に全体として重要な影響を与える会計上の見積り及び判断の変更をもたらすものではありません。

カード事業の貸付金の回収状況は当連結会計年度末において重要な悪化はありませんが、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大を原因とする不確実性を考慮し、信用リスクの悪化に備え、発生するであろう損失を予想し貸倒引当金の会計上の見積りを必要に応じて修正しています。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況が大きく変動し不確実性が高まった場合には、のれんの回収可能性、繰延税金資産の回収可能性、負債性金融商品の減損、関連会社に対する投資等、重要な会計上の見積り及び判断に影響を及ぼすおそれがあります。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 140,249百万円
 なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれています。

- (2) 営業債権及びその他債権から直接控除された貸倒引当金の金額 111,941百万円

- (3) 担保に供されている資産

当社グループは、主に借入契約、電子マネーの預り金、通常の慣習的な条件に基づいて行われる信用取引及び貸付取引に基づく債務の担保として、又は、デリバティブに関連する保証金として資産を差し入れています。

当社グループが、負債又は偶発債務の担保として差し入れた資産の帳簿価額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	金額
現金及び現金同等物	194,817
カード事業の貸付金(注)1	70,559
銀行事業の有価証券	83,727
銀行事業の貸付金	407,294
保険事業の有価証券	10,451
有価証券(注)2	164,388
建物及び建物附属設備	4,526
工具、器具及び備品	4,645
機械設備	76,744
その他の有形固定資産	6,170
ソフトウェア	19,018
その他の資産	30,205
合計	1,072,544

(注) 1 カード事業の貸付金には、流動化された債権が含まれています。

2 有価証券には、連結子会社であるLiberty Holdco Ltd. (以下、Liberty社)がLyft社株式先渡売買契約によるその他の金融負債72,189百万円に対し差し入れたLyft社株式159,183百万円が含まれています。

上記資産は、短期借入金357,000百万円、長期借入金356,025百万円、預り金13,739百万円及びその他の金融負債72,189百万円の担保に供されています。

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引、コミットメントライン等の担保として、銀行事業の有価証券13,592百万円、保険事業の有価証券113,507百万円及びその他の金融資産104,380百万円を差し入れています。

また、証券事業の信用取引や先物取引等に係る保証金105,795百万円、証券事業の信用取引の株券借入に係る担保金80,492百万円、及び電子マネーの発行保証金5,905百万円を差し入れています。

担保に差し入れた資産のうち、引受人が担保を売却又は再担保差入する権利を有するものではありません。

(4) 偶発事象

一部の連結子会社は、クレジットカードに附帯するキャッシング及びカードローンによる融資業務を行っています。当該貸付金については、貸出契約の際に設定した額（契約限度額）のうち、当該連結子会社が与信した額（利用限度額）の範囲内で顧客が随時借入を行うことができる契約となっています。

なお、同契約は融資実行されずに終了するものもあり、かつ、利用限度額についても当社グループが任意に増減させることができるものであるため、融資未実行残高は必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

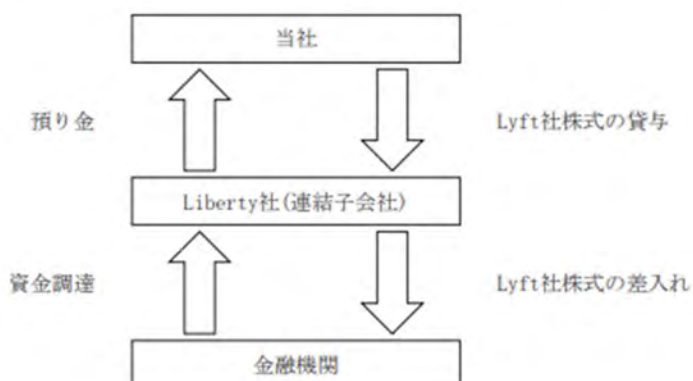
また、一部の連結子会社において、連結子会社の業務提携先から融資を受けた一般顧客に対して債務保証を行っています。

上記の貸出コミットメントラインに係る未実行残高及び営業保証業務における保証債務残高の状況は、次のとおりです。

(単位：百万円)	
	金額
貸出コミットメントラインに係る未実行残高	4,390,034
金融保証契約	5,024
合計	4,395,058

(5) Lyft社株式先渡売買契約

当社は当連結会計年度に連結子会社であるLiberty社を通じて、当社が保有するLyft社の株式31,395,679株全てを活用した先渡売買契約につき、金融機関との間で基礎となる契約を締結しました。当該取引を実行した結果、714百万米ドルの資金を調達しました。5年の契約期間満了時には、現金又はLyft社の株式で決済することをLiberty社が選択できます。当社はLyft社の株式をLiberty社に貸与し、これに関する預り金としてLiberty社から当該資金の差入れを受けています。なお、上記資金調達に加え、キャップとフロアーの設定されているカラー取引を締結し、Lyft社に対する株式投資の株価変動によるリスクの低減を行っています。



なお、当連結会計年度においてLyft社の株式を使用した資金調達に係る負債を償却原価で測定する負債として、その他の金融負債に72,189百万円、Lyft社の株式のデリバティブ契約をデリバティブ負債に65,513百万円計上しています。

また、当連結会計年度において、Lyft社の株式の公正価値測定により生じた公正価値評価差額を金融収益に56,980百万円、Lyft社の株式を使用した資金調達に係る負債より生ずる償却原価費用を金融費用に82百万円、Lyft社の株式のデリバティブ契約に係る公正価値評価差額を金融費用に63,903百万円計上しています。

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) その他の収益

(単位：百万円)	
	金額
子会社売却益(注)	40,926
有価証券評価益	7,813
その他	5,744
合計	54,483

(注) 当連結会計年度において、OverDrive Holdings, Inc. の売却益を40,926百万円計上しています。

(2) その他の費用

(単位：百万円)	
	金額
為替差損	1,847
有形固定資産及び無形資産除却損	2,606
減損損失	7,591
その他(注)	12,196
合計	24,240

(注) 当連結会計年度において、映画事業に係る投資の損失を3,277百万円計上しています。

(3) 持分法による投資損失

当社が保有するLyft社に対する株式投資について、従前は持分法により会計処理をしていましたが、2020年度第3四半期連結会計期間より、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として会計処理をしています。この結果、連結損益計算書において、2020年度第3四半期連結会計期間期首から取締役退任日までの当社の保有する持分に応じた同社の損失及び当該会計上の取扱いの変更による損失の合計25,017百万円をLyft社に対する株式投資による影響額として持分法による投資損失に計上しています。なお、本件取引の詳細は注記1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (3) 持分法の適用に関する事項 (持分法の適用の範囲の変更) を参照ください。

4. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

① 顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益

(単位：百万円)

	金額
顧客との契約から認識した収益	1,138,292
その他の源泉から認識した収益	317,246
合計	1,455,538

(注) その他の源泉から認識した収益には、IFRS第9号に基づく利息及び配当収益等やIFRS第4号に基づく保険収入等が含まれています。

② 収益の分解情報

(単位：百万円)

		セグメント			
		インターネットサービス	フィンテック	モバイル	合計
主要なサービスライン	楽天市場及び楽天トラベル	310,940	—	—	310,940
	Rakuten 24 (旧爽快ドラッグ及びケンコーコム)	85,856	—	—	85,856
	Rakuten Rewards	78,598	—	—	78,598
	楽天ブックス	52,660	—	—	52,660
	OverDrive	17,937	—	—	17,937
	楽天カード	—	183,480	—	183,480
	楽天銀行	—	76,855	—	76,855
	楽天証券	—	66,197	—	66,197
	楽天損保	—	54,801	—	54,801
	楽天生命	—	37,797	—	37,797
	楽天モバイル	—	—	125,306	125,306
	その他	246,136	45,625	73,350	365,111
	合計	792,127	464,755	198,656	1,455,538
顧客との契約から認識した収益		792,127	147,509	198,656	1,138,292
その他の源泉から認識した収益		0	317,246	—	317,246

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しています。

なお、利息及び配当収益等はIFRS第9号に基づき、また、保険事業から生じる収益はIFRS第4号に基づいて売上収益として計上しています。

IFRS第9号に基づく楽天カード、楽天銀行及び楽天証券の売上収益はそれぞれ137,444百万円、53,970百万円及び24,487百万円です。また、IFRS第4号に基づく楽天損保及び楽天生命の売上収益はそれぞれ45,713百万円及び37,580百万円です。

(2) 契約残高

以下は、当社グループの契約残高の内訳です。

(単位：百万円)

	2020年1月1日	2020年12月31日
顧客との契約から生じた債権(注)1		
受取手形及び売掛金	222,485	243,886
割賦契約等に基づく売掛債権(注)2	1,655,138	1,880,374
その他の金融資産	154,765	332,222
合計	2,032,388	2,456,482
契約負債	19,234	14,725

(注) 1 顧客との契約から生じた債権について認識した減損損失の額は、売上債権3,079百万円及びカード事業の貸付金12,358百万円です。

2 顧客のクレジットカード利用による割賦契約等に基づく売掛債権であり、連結財政状態計算書上は「カード事業の貸付金」に計上しています。当該債権には、当社グループが収受する手数料が含まれています。

当連結会計年度に認識した収益のうち、2020年1月1日現在の契約負債残高に含まれていたものは13,094百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式数

普通株式 1,434,573,900株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 2020年2月13日の取締役会において、次のとおり決議しています。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 6,103百万円

1株当たり配当額 4.5円

基準日 2019年12月31日

効力発生日 2020年3月13日

② 2021年2月12日の取締役会において、次のとおり決議しています。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 6,131百万円

1株当たり配当額 4.5円

基準日 2020年12月31日

効力発生日 2021年3月15日

(3) 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 17,963,600株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等の各種リスクを十分考慮した上で元本の安全性確保及び資金の効率的活用を取組方針としています。また、資金調達については、その時々々の経済環境等の要因を勘案し、直接金融や間接金融等の調達手段の中で最適と考えられる調達手段を選択していくことを取組方針としています。

証券事業においては、個人顧客を対象とした株式等金融商品の売買の媒介及び取次業務を主たる事業とし、顧客から受け入れた預り金や受入保証金について、金融商品取引法に基づき顧客分別金信託等で運用しています。また、資金運用については安全性を重視し、銀行預金及び流動性の高い金融資産で運用しています。一方、資金調達については、主に金融機関からの借入で対応しています。

カード事業（包括信用購入あっせん事業、個別信用購入あっせん事業、信用保証事業及び融資事業）においては、資金運用については短期的な預金等に限定しています。一方、資金調達については、銀行等金融機関からの借入のほか、コマーシャル・ペーパーの発行、社債の発行、債権の流動化により対応しています。

銀行事業においては、預金業務、貸出業務及び為替業務を主たる業務としており、普通預金、定期預金、外貨預金等を提供しています。また、当該金融負債を主たる原資として、保証付無担保カードローン、住宅ローン、事業性ローン等を提供しているほか、有価証券、買入金銭債権、金銭の信託、コールローン等により資金を運用しています。そのほか、顧客への金融商品販売に付随して発生するデリバティブ取引や為替関連取引等を実施しています。資金運用にあたっては、銀行の持つ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、過度な利益追求等により経営体力を超える運用を行うことを厳に慎み、とりわけ顧客から預かった預金については、十分安全性に配慮しています。また、運用調達業務全般にわたり、資産・負債構成の最適化及び適切な水準の自己資本充実度の確保を目的とし、金利感応度、資金流動性、市場流動性等に留意したALM（資産負債総合管理）運営を行っています。

保険事業においては、資産運用にあたり、保険金・給付金を将来にわたって確実に支払うことができるよう、安全性及び収益性の確保が重要な使命と考えています。安全性を第一義とし、流動性及び収益性を重視した健全な運用資産ポートフォリオの構築を図りつつ、中・長期的に安定的な収益の確保を目標として、リスク分散を図りながら公社債中心の運用を行うことを資産運用の基本方針としています。

デリバティブ取引に対しては慎重な態度で臨み、投機的な収益獲得手段として取り扱わない方針としています。

②金融商品の内容及びそのリスク

1) 信用リスク

当社グループが保有する金融資産は、主として売上債権、証券事業の金融資産、カード事業の貸付金、銀行事業の有価証券、銀行事業の貸付金、保険事業の有価証券、有価証券等からなります。

売上債権には、主に、個人顧客、出店者、宿泊施設等の取引先に対して計上する売上収益に係る売掛金が計上され、取引先の信用リスクにさらされています。

証券事業の金融資産には、証券事業の預託金や信用取引資産等が含まれています。証券事業の預託金は、主に顧客分別金信託等であり、銀行預金等により運用されているため、預入先の信用リスクにさらされています。信用取引資産は、顧客等の信用リスクにさらされています。

カード事業の貸付金には、カード事業を営む子会社が保有するカード債権、融資債権、消費者ローン、有担保ローン等が含まれており、与信先の信用リスクにさらされています。

銀行事業の有価証券には、主に内国債や外国債等の有価証券、信託受益権が含まれており、

発行体又は原資産の信用リスクにさらされています。

銀行事業の貸付金には、個人顧客向け無担保カードローン、住宅ローン、不動産担保ローン及び事業性ローンが含まれており、顧客の信用リスクにさらされています。

保険事業の有価証券には、国債、地方債及び社債が含まれており、発行体の財政状態による信用リスクにさらされています。

有価証券には、負債性金融商品が含まれており、発行体の信用リスクにさらされています。

これらの金融資産については、相手先の業種や地域が広範囲にわたっており、特段の信用リスクの集中はありません。

2) 流動性リスク

当社グループが保有する金融負債のうち流動性リスクにさらされているのは、主として社債及び借入金、銀行事業の預金です。社債及び借入金は取引金融機関に対する当社グループの信用力やマーケット環境の変化による資金調達条件悪化等のリスクにさらされています。

また、当社グループの一部の借入金について資本及び利益の維持といった財務制限条項を遵守することが求められています。

3) 市場リスク

当社グループの活動は、主に経済環境・金融市場環境が変動するリスクにさらされています。金融市場環境が変動するリスクとして、具体的には為替変動リスク、金利変動リスク及び価格変動リスクがあります。

当社グループが保有する金融資産のうち市場リスクにさらされているのは、主として証券事業の金融資産、銀行事業の有価証券、保険事業の有価証券、有価証券です。

証券事業の金融資産には、証券事業における外国為替証拠金取引が含まれています。ただし、顧客との間で生じた外国為替証拠金取引に対し、カウンターパーティーとのカバー取引を行うことにより、顧客との取引により生じる市場リスクを回避しているため、原則として為替変動リスクの影響は軽微です。

銀行事業の有価証券には、主に内国債や外国債等の有価証券、信託受益権が含まれており、金利変動リスク及び為替変動リスクにさらされています。そのうち、外国債については、対応する為替予約及び持高管理を行うことにより、為替変動リスクをヘッジしています。なお、上場株式等が含まれていないため、価格変動リスクの影響は軽微です。

保険事業の有価証券には、国債、地方債、社債、株式、投資信託等が含まれており、為替変動リスク、金利変動リスク及び価格変動リスクにさらされています。

有価証券には、株式が含まれており、価格変動リスクにさらされています。

当社グループが保有する金融負債のうち市場リスクにさらされているのは、主として社債及び借入金、銀行事業関連負債であり、主に金利変動リスクや為替変動リスクにさらされています。社債及び借入金については、対応した金利スワップ取引や通貨スワップ取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしています。銀行事業関連負債には、個人・法人顧客向けの普通預金、一般定期預金、新型定期預金のほか、外貨普通預金や外貨定期預金が含まれています。新型定期預金については、金利変動リスクにさらされていますが、対応した金利スワップ取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしています。外貨普通預金及び外貨定期預金については、為替変動リスクにさらされていますが、対応した為替予約取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしています。

③金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク

当社グループでは、各社にて制定したリスク管理に関する規程において、具体的な各種リスクの管理方法や管理体制等を定めています。また、当社グループでは、証券事業の金融資産、銀行事業の貸付金等について担保や債務保証により信用リスクを合理的に低減しています。

信用リスクは、グループ管理規定に基づき、定期的に個別案件ごとの与信限度額の設定、顧客の信用状況の把握、期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っています。これらの信用管理実務から入手される顧客の財務情報のほか、失業率、企業倒産数等のマクロ経済状況の動向も勘案し、予想信用損失の認識及び測定を行っています。

証券事業の金融資産、カード事業の貸付金、銀行事業の貸付金等について、金融資産の返済又は決済が原則として期日以降30日超遅延した場合に、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したものと判定しています。

銀行事業の有価証券、保険事業の有価証券及び有価証券のうち負債性金融商品である有価証券については、当初認識時において投資適格であった格付が、投資適格未満に格下げとなった場合に金融商品の信用リスクが著しく増大したものと判定しています。また、外部格付を参照し、報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合は、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないものと推定しています。なお、信用リスクの判定には、大手格付機関の格付情報等を利用しています。

これらの金融資産について、原則として、返済若しくは決済が期日以降90日超遅延した場合、条件変更した場合、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行であると判断しています。

デリバティブ取引については、「ヘッジ取引管理細則」に基づき管理しています。取引相手先は主に高格付を有する金融機関としているため、信用リスクは軽微であると認識していますが、取引相手方の契約不履行により経済的損失を被るリスクがあります。

2) 流動性リスク

資金調達等に係る流動性リスクは、各社にて制定する諸規程に従い適正な手元流動性を維持するために、資金繰計画の作成等により管理しています。

3) 市場リスク

市場リスクの管理に関して、有価証券等については、取締役会において協議し投資決定を行っており、所定のルールに従って適正に評価されていることを確認しています。外貨建金融商品については、一定額以上の損失を発生させないようにポジション限度額や損失限度額を設定し、為替相場の継続的なモニタリング及び自己ポジションの状況の管理をしています。

銀行事業を営む一部の子会社が保有する金融資産については、一定の金利・為替変動下において、これらの金融資産及び金融負債を時価評価し、その相殺後純額（以下、現在価値）の影響額を、金利変動リスク及び為替変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

保険事業を営む一部の子会社が保有する金融資産については、一定の保有期間内に一定の確率の範囲内で起こりうる予想最大損失額であるValue at Risk（以下、VaR）等によりリスク量を計測・管理し、資産運用リスク管理委員会を通じて、定期的に取締役会に報告しています。

④銀行事業を営む子会社における市場リスクに係る定量的情報

金利変動リスクの管理

当社グループの銀行事業を営む一部の子会社において、主要なリスク変数である金利変動リスクの影響を受ける金融資産は、主として銀行事業の有価証券、買入金銭債権、銀行事業の貸付金です。金利変動リスクを受ける金融負債は、個人・法人顧客向けの普通預金、一般定期預金、新型定期預金のほか、外貨普通預金や外貨定期預金、デリバティブ取引のうち金利スワップです。

同子会社では、一定の金利変動下において、これらの金融資産及び金融負債に係る現在価値の影響額を、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

現在価値の影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分け、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。例えば、当連結会計年度末日において、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、指標となる金利が全て10ベーシス・ポイント（0.1%）上昇又は下落した場合、それぞれ当連結会計年度末日の現在価値が1,171百万円増減すると認識しています。

なお、当該影響額は、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておらず、また外貨建資産・負債については、当連結会計年度末日の為替レートをもとに日本円に換算して算出しています。加えて、10ベーシス・ポイント下落時に、期間によって金利が負値になる場合については排除していません。

⑤保険事業を営む子会社における市場リスクに係る定量的情報

市場リスクの管理

当社グループの保険事業を営む一部の子会社において、為替変動リスク、金利変動リスク及び価格変動リスクの影響を受ける金融資産は、主として保険事業の有価証券です。これらのリスクについてVaRによりリスク量を計測・管理しています。

VaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%）を採用し、当連結会計年度末日現在で市場リスク量は、全体で6,252百万円です。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

当連結会計年度末日における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	連結財政状態 計算書計上額	公正価値	差額
(金融資産)			
証券事業の金融資産	2,673,229	2,673,229	—
カード事業の貸付金	2,033,013	2,086,898	53,885
銀行事業の有価証券	266,227	266,269	42
銀行事業の貸付金	1,436,513	1,440,470	3,957
保険事業の有価証券	283,969	283,969	—
デリバティブ資産	32,644	32,644	—
有価証券	275,236	275,306	70
その他の金融資産(注)	436,354	436,354	—
合計	7,437,185	7,495,139	57,954
(金融負債)			
銀行事業の預金	4,716,162	4,716,216	54
証券事業の金融負債	2,587,227	2,587,227	—
デリバティブ負債	78,318	78,318	—
社債及び借入金	2,487,457	2,529,926	42,469
合計	9,869,164	9,911,687	42,523

(注) 保険事業の保険契約準備金（出再分）56,332百万円を除いています。

公正価値の算定方法は以下のとおりです。

・証券事業の金融資産

証券事業の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としています。

・カード事業の貸付金及び銀行事業の貸付金

カード事業の貸付金及び銀行事業の貸付金の公正価値は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって算定しています。

・銀行事業の有価証券、保険事業の有価証券及び有価証券

銀行事業の有価証券、保険事業の有価証券及び有価証券のうち、上場株式の公正価値については連結会計年度末日の市場の終値を用いて算定しています。非上場株式の公正価値については、主に取引事例法等、適切な評価技法を用いて算定しています。また、債券等の公正価値については、売買参考統計値やブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づく合理的な評価方法により算定しています。

・その他の金融資産

その他の金融資産の公正価値は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって算定しています。

・デリバティブ資産及び負債

デリバティブ資産及び負債のうち、為替予約の公正価値については、先物為替相場等に基づき算定しています。相対取引のデリバティブについては、ブローカーによる提示相場等に基づき算定しています。また、金利スワップの公正価値については、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び連結会計年度末日の金利スワップの利率により割り引いた現在価値により算定しています。

なお、金利スワップ契約の取引相手先は高格付を有する金融機関に限定されており、信用リスクは僅少であるため、公正価値の算定にあたり考慮していません。

・銀行事業の預金

銀行事業の預金のうち、要求払預金の公正価値については、連結会計年度末日に要求された場合の支払額（帳簿価額）としています。また、定期預金の公正価値は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しています。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としています。

・証券事業の金融負債

証券事業の金融負債は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としています。

・社債及び借入金

社債及び借入金のうち満期までの期間が長期のものの公正価値は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しています。

なお、現金及び現金同等物、売上債権、仕入債務並びにその他の金融負債は、経常的に公正価値で測定する金融商品、又は主に短期間で決済されるものであり公正価値は帳簿価額に近似していることから、上表に含めていません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	446円78銭
(2) 基本的1株当たり当期損失（△）	△84円00銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

2020年12月31日

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

ホームライフファーストパーティ事業等 移動平均法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ボックス事業等 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他の事業 先入先出法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法を採用しています。

（リース資産を除く）耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

無形固定資産 定額法を採用しています。

（リース資産を除く）耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

また、のれんについては、効果が及ぶと見積られる期間（20年以内）で償却しています。ただし、金額が僅少の場合は、発生した年度に一括償却しています。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費 発行時に全額費用として処理しています。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

主に従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度分を計上しています。

ポイント引当金

ポイントの使用による費用発生に備えるため当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しています。

(6) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(7) 「マージン売上」の計上基準

商品等の取扱高（流通総額）に比例して利用料が計算される「マージン売上」のうちキャンセル受付期間が設定されている取引については、取引発生時にキャンセル発生見込額を控除した取引高に対する利用料を売上として計上しています。

なお、キャンセル発生見込額はキャンセル発生実績率に基づき算出しています。

キャンセル受付期間完了前売上高 17,943百万円

(8) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。ただし、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約及び通貨スワップ

ヘッジ対象

外貨建債権債務及び外貨建社債の支払利息

③ヘッジ方針

外貨建の債権債務及び金利が有する為替変動リスクを回避する目的で、楽天株式会社ヘッジ取引管理細則に基づき為替予約及び通貨スワップを行っています。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象取引との通貨単位、取引金額及び決済期日同一性について、社内管理資料に基づき有効性評価を行っています。なお特例処理の要件を満たす取引については有効性の評価を省略しています。

2. 追加情報

当事業年度から連結納税制度を適用しています。

なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）が2020年3月27日に国会で成立しましたが、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び負債の額については、改正前の税法の規定に基づいています。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 25,048百万円
 (2) 関係会社に対する金銭債権及び債務（貸借対照表に掲記しているものを除く）

金銭債権	455,702百万円
金銭債務	346,894百万円

- (3) 保証債務等の残高

当社の子会社である下記の会社の借入金等支払債務に対して債務保証を行っています。保証債務残高の状況は以下のとおりです。

Rakuten USA, Inc.	2,057百万円
ワールドトラベルシステム株式会社	100百万円
楽天ブックスネットワーク株式会社	26百万円
楽天モバイル株式会社	865百万円

重畳的債務引受による債務残高 350百万円

- (4) 消費貸借契約により貸与している投資有価証券の貸借対照表価額は、159,182百万円です。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高（損益計算書に掲記しているものを除く）

営業取引による取引高	106,932百万円
売上高	45,832百万円
営業費用	△61,099百万円
営業取引以外の取引高	64,271百万円
営業取引以外の取引高（収入）	46,125百万円
営業取引以外の取引高（支出）	18,145百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数

普通株式 72,073,137株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1,622百万円
ポイント引当金	44,633百万円
賞与引当金	1,554百万円
退職給付引当金	2,760百万円
関係会社株式評価損	65,927百万円
その他有価証券評価差額金	26,230百万円
未確定債務	3,634百万円
資産除去債務	3,471百万円
株式報酬費用	3,028百万円
繰越欠損金	18,628百万円
その他	2,152百万円
繰延税金資産小計	173,646百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△702百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△62,265百万円
評価性引当額小計	△62,968百万円
繰延税金資産合計	110,677百万円

繰延税金負債

有形固定資産	2,765百万円
その他	68百万円
繰延税金負債合計	2,834百万円
繰延税金資産の純額	107,843百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記
役員及び個人主要株主等

属性	氏名又は会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主 (個人)及び その近親者が 議決権の過半数を 所有している 会社等 (当該会社の子会社を含む)	公益財団法人 東京フィルハーモニー交響 楽団 (注1)	東京都 新宿区	—	交響管 弦楽による演 奏・実 施等	—	兼任 1名	交響楽 団のオ フィシ ヤル・サ ブライ ヤー	協賛金等 (注2)	23	未払金	8

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、理事長を兼任しています。

(注2) 協賛金の支払は、社会貢献の観点から実施を決定しています。

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容 役員の兼任 等事業上の 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Rakuten USA, Inc.	所有直接 100	役員の兼任	増資の引受 (注2) 有償減資 (注3)	24,528 70,523	—	—
子会社	Rakuten Europe S. a. r. l.	所有直接 100	—	資金の返済 (注4)	92,201	—	—
子会社	楽天モバイル株式会 社	所有直接 100	役員の兼任	資金の貸付 (注4) 資金の返済 (注4) 増資の引受 (注2) Noteの譲受 (注10)	675,000 597,500 225,387 24,484	短期貸付金 営業外受取手形	107,500 24,484
子会社	RAKUTEN ZAIMU MANAGEMENT SINGAPORE PTE. LTD.	所有直接 100	—	Noteの発行 (注10)	24,484	営業外支払手形	24,484
子会社	Viber Media S. a. r. l.	所有直接 100	—	有償減資 (注3)	45,723	—	—
子会社	楽天ヴィッセル神戸 株式会社	所有直接 100	役員の兼任	資金の貸付 (注4) 資金の返済 (注4) 債権の放棄 (注7)	51,500 45,800 5,250	短期貸付金	1,750

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容 役員の兼任 等事業上 の関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	楽天カード株式会社	所有直接 100	役員の兼任	受取配当金 決済代行手数料(注5) 資金の預り(注4) 資金の返金(注4)	33,000 40,690 161,781 93,094	未収入金 預り金	227,199 71,188
子会社	RAKUTEN ASIA PTE. LTD.	所有直接 100	—	増資の引受(注2) 固定資産の譲渡(注8) 売却代金 売却益	24,492 8,348 7,201	未収入金	8,348
子会社	株式会社楽天野球団	所有直接 100	役員の兼任	債権の放棄(注6)	4,637	—	—
子会社	Liberty Holdco Ltd.	所有直接 100	—	有価証券の貸付(注9)	74,987	預り金	73,716

上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれていません。

(注1) 一般の条件と同様な取引条件であることが明白な取引については、記載を省略しています。

(注2) 子会社の行った第三者割当増資を引受けています。

(注3) 子会社の行った減資を計上しています。

(注4) 資金の貸付及び資金の預りについては、市場金利を勘案しTIBOR(Tokyo Inter-Bank Offered Rate)に適正な調整を行い利率を合理的に決定しています。

(注5) 取引金額は、支払手数料の金額を記載しています。

(注6) 株式会社楽天野球団の支援を行うため、同社に対する債権の一部を放棄しています。

(注7) 楽天ヴィッセル神戸株式会社の支援を行うため、同社に対する債権の一部を放棄しています。

(注8) 固定資産の譲渡価額は、第三者の鑑定評価書を参考に合理的に決定しています。固定資産の譲渡価額は、市場価格等を勘案し決定しています。

(注9) 取引条件は市場の取引実勢に基づいて決定しています。

(注10) グループ会社が保有するNoteを譲受し、対価として新たにNoteを発行しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 352円14銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 39円46銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。